

令和5年第4回（12月）定例町議会

（第2日 12月6日）

令和5年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第46号 西伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 3 議案第47号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第48号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第49号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第50号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第51号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第52号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第53号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌 子 君
健康福祉課長	渡邊 貴 浩 君	産業建設課長	久保田 寿之 君
防災課長	真野 隆 弘 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 事務局長	朝倉 通 彰 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩 正	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

◇ 6番 高橋敬治君

○議長（堤 豊君） 通告5番、高橋敬治君。

6番、高橋敬治君。

〔6番 高橋敬治君登壇〕

○6番（高橋敬治君） 改めまして、おはようございます。質問に入る前にちょっと一言ですが、12月2日に第24回の市町対抗駅伝が開催されました。途中で棄権するチームもある中、我が西伊豆町チーム最後までたすきをつないで頂き本当にテレビ観戦ですけども楽しませていただきました。急遽走ることになった町長はじめ選手サポートそれからスタッフの皆さんの日頃からの努力に改めて敬意を表するとともにですね、今回西伊豆町始まって以来、区間賞とられた小学生がおります。今後は大変期待できます。今後とも大変楽しみにしております。

それでは、私の一般質問入りたいと思います。私の一般質問大きく分けまして2件あります。一つは町の懸念について、もう一つが森林整備についてでございます。まず最初に町の懸案についてでございます。昨年12月定例会でも今回と同様に町の懸案について一般質問を行いました。その後しっかりと検討審議された結果予算化し、今年度執行されている事案もありますが一方では一向に進捗が見られない案件も多数存在しております。令和6年度予算に向けて検討調整が既に始まっている時期と思われるので、予算化に向けての要望事項もあわせ入れて懸案について質問をしたいと思います。

(1) 大城太陽光発電施設について。前回の質問から6か月が経過したので改めて現地視察をしましたが事態は進展どころか全く逆行しているのではと感じました。町に帰属される予定の林道は、排水路がほとんど機能しておらず道路が排水路化して荒れ放題ですし、変電所を含めた周辺は雑草が伸び放題の状況を見れば、事業者による適正な施設管理、維持管理が行われているとは到底思われません。事業者に対する今後の町の対応を伺います。

(2) 宇久須橋について。宇久須橋は橋梁長寿化修繕計画の対象橋梁で、健全性診断区分法、これは構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態が区分法でありますとされています。昨年の12月定例会で、今後の対策について一般質問したところ、今年度予算に、補修設計業務委託費が140万円計上されました。その結果と今後の進め方を伺います。

(3) 黄金崎柴線法面について。今年度予算に、黄金崎柴線法面改良工事に伴う測量設計業務委託が1,100万円計上されました。その結果と今後の進め方を伺います。

(4) 大沢里町有林崩落について。昨年の12月定例会での質問に、県や森林事業者と相談した結果、崩落地を含む町有林を切捨て間伐し整備したいとの答弁でしたが、予算化はされませんでした。今後の整備予定を伺います。

(5) 学校施設のトイレ洋式化乾式化について。今年3月定例会一般質問に対しできるところから早くやりたいとの答弁でした。今後の取組予定を伺います。

大きな件名2、森林整備について。(1) 町有林の整備について。ここ数十年来ほとんど手入れをしてこなかった町有林も令和に入り着々と整備が進められており、森林の持つ多面的な機能を十分発揮させるために今後も継続して推進していく必要があると思いますが、今後の取組方針について伺います。

(2) 森林クレジットについて。現在町有林で進められている植林や間伐などは、森林経営活動によるJクレジット創出の対象になりうると思われませんがその可能性と今後の取組方針について伺います。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の町の懸案についての(1)大城太陽光発電施設につきましては、町はこれまでに条例や要綱に基づき施工業者への勧告経済産業省への報告また公表などを行ってまいりましたが、施工業者に対し、国が何らかの指導を行ったなどという報告は受けておりません。このため担当者が毎月現地を確認し電話等により施工業者への指導を行っております。しかしながら未だ改善に至らないため、今後も県と対応策について協議をしていきたいと考えております。

次に(2)の宇久須橋についてでございます。令和5年度の委託は、工法決定のための予備設計になります。現在の橋を補修する案、橋をつくり直す案、国道トンネル横から山道橋を新設する案を検討しておりますがいずれも高額になりますので、後ほど議会に諮った上で予算を計上していきたいと思っております。

次に(3)の黄金崎柴線法面についてでございます。この路線の法面对策は大きく二つに分けられ、一つが宇久須隧道の坑口付近もう一つが宇久須隧道からこがねすとまでの間の既設モルタルの吹き付けになります。令和5年度に予算計上した測量設計業務は、水道坑口の対策で工法としては要坑口の正面、両脇にポケット式落石防止網コートラビットフェンスを設置し、転石対策を行う設計で進めており、工事費は令和6年度当初予算に計上する予定でございます。既設モルタル吹き付けの老朽化対策につきましては、法面専門の業者からご意見を頂き対策案を検討いたしました。その結果、局所的にひび割れ等が見られるものの健全な部分も多く残っているためひび割れ部分を中心に粘着力が普通のモルタルよりも強いポリマーセメントモルタルで吹きつける工法を検討しております。こちらの工事費につきましては、令和6年度当初予算に計上する予定で進めております。

次に(4)の大沢里町有林崩落についてでございます。町内の林業経営体にご協力を頂き崩落箇所を含む55.66ヘクタールの森林経営計画を5年計画で作成できましたので、崩落箇所及びその周辺の整備費用を本会議中に、補正予算に計上いたしました。残りの範囲につつま

しては、来年度から随時整備をしてまいります。次に各校の学校施設のトイレの洋式化乾式化についてでございます。学校トイレの洋式化乾式化につきましては、担当課での対応が遅れ大変申し訳ございません。来年度から計画的に実施をしていきたいと考えております。まずは避難所としての利用が考えられる西伊豆中学校の体育館から検討してまいりたいと思います。以降、計画的に予算に盛り込んで実施をしていきたいと考えておりますが、学校からの令和6年度の予算要求は、特別教室のエアコン設置教室や体育館のLED化の要求が優先順位上位に挙げられていると伺っておりますので、全体予算とのバランスを考慮しながら進めていきたいと考えております。

次に、大きな2点目の森林整備についての(1)町有林の整備についてでございます。就任以来、今まで行われてこなかった山の管理に関しましては、かなり前のめりに施策を講じてまいりました。そのため、予算もかなり必要であることから、既に2億円の基金を積み、国権の補助では賄えないものに関しては、町が負担をしてでも事業を実施しているものでございます。しかしながら広大な面積があることと、急峻な地形により施業がしにくい点や木材を搬出するコストは他の地域以上にかかるため、今まで積んだ基金では心もとないと判断し、今議会の補正予算でさらに1億円を積立て事業を展開したいと考えております。また、新たな事業に関しましても持ち出すものが多くなりますが、搬出コストをかけて町外に出すのではなく、木材の地産地消の拠点整備にも力を入れ、循環型社会の構築にも寄与したいと考えております。

次に(2)の森林クレジットについてでございます。政府の総合計画である地球温暖化対策計画は、2030年度に2013年度比で、温室効果ガス46%削減という目標を掲げております。静岡県では、この目標に向け今年度からJクレジットについての検証を行うため、島田市内にある県営造林地の登録を行うということを知っておりますので県の動向を見てから具体的な検討をしていきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは再質問に入らせていただきたいと思います。まず大城の太陽光発電施設についてでございますけれども、今まで21年の12月それから22年6月・9月それから今年の6月私は太陽光発電施設について計4回今まで質問しております。過去の経緯でいきますと、まず業者に対してですね事業者に対して1回目の勧告が令和4年8月25日これは完了届が出ていないこういう状態でもう既に売電つまり営業を行っているというのは違反行

為であるという指摘をしまして、1回目の勧告がなされた。それから2回目の勧告はですね、土地利用委員会へ提出した条件措置つまりこういうところを改善すべきとあるいは改善しますということに対して全く措置がされていないということに対して、2回目の勧告を行ったというふうに承知してます。それから町長の答弁にもありましたけども経産省への報告これは前回の答弁の中にありましたけども令和5年5月2日これ経産省ですね、恐らく経済産業局のほうだと思いますけども、これは今言ったように完了届がない。それから条件措置表提出後も改善の見込みが全くないということで経産省に報告していると。それからあと問題なのはですね、これ県の見解と指導これからも県と相談してという部分があると思うんですけども今聞いている範囲ですとね、指摘した事業を行わないと1万平米を起こすつまり林地開発に該当しますよと、そうなる今やってることは林地開発の無届けによる違反行為として該当するんじゃないかということで、これは町も立会いのもとにパネルの仮置場所あるいは植栽の管理が不十分、森林に戻ることが予想できない、そういうものは開発面積に当たるとこれは業者に県も立会いのもとで言って指導しているということ承知してはるわけですけども、そこで質問なんですけども前回の町長の答弁では、県は測量のための予算を確保しているという答弁がありました。これについて県の測量の結果あるいはその結果についての見解これについてお聞かせください。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 県の測量につきましては、昨年8月に実施されました。その結果をもとに今月の11日来週の月曜日になりますけれども賀茂農林事務所が施工業者を呼びまして話合いが行われるということ伺っております。その場におきまして、県の見解が示されるというふうに思います。当日は町の担当者もその場所に同席し確認してまいります。ですので今の段階ですとねちょっと中身内容についてをお伝えすることはできません。県の見解についてはお伝えすることができません。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今までのいきさつ成り行きからすると恐らく、11日と言いましたかね。これの中で県の見解がされると思うんですけども、例えば先ほどのねパネルの仮置場所、今までは、今までっていうか従前は、多分指導がある前はですねこれ受変電所っていうんですかね、そこの横に積み上げられていたわけですよ。ところがこの指導があったせいか現在行ってみますと上のほうの現在パネルが設置されているところの下に要は隠すような格好で置いてあるわけですよ。つまり今までは野積みしてあったものをパネルの下に隠すように

して面積を減らしていると。それから植栽の管理が不十分というところは確かに1度は植栽したんでしょうけどもそれがもう生育してない。それからその部分についてやっぱり崩土があるともう大バングの状態で行くたびにやっぱりその侵食が進んでますよね。そういうことを考えると県に対してですね我々もやっぱりしっかりとそういう状態の中で、これはもう林地開発なんだと。林地開発ということになれば、これは防災施設ですね。沈砂池あるいは調整池こういうものを設置するということにより安全なもう施設になるわけです。そういうことですんで、やっぱり町としてもですねその辺は強くやっぱりここまで来て県も頼りにならないあるいは経産省も頼りにならないということになると、やっぱり町の立場ってというのは非常に苦しくなると思うんでね、ぜひそこでもきちっとした発言というんですかね町の考え方を伝えていただきたいというふうに思います。県の見解が来週出ることですからそれを期待しております。

次に移ります。はいどうぞ。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、先ほどの答弁の中で昨年8月に測量が実施されたというふうにお伝えしましたが、今年8月の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それとちょっと言い忘れましたけども、やっぱり経産省へそういう情報提供をした後もう半年ぐらいたってるわけですけども、何らかの動きがやっぱり本来すべきだと思うんですけども、やっぱりこれ役所の悪いあれでしょうかね、あるいは全国からそういう事例が来てるのか知りませんが何もなくてということなんですけども、やっぱりこれは定期的にですねやっぱり問合せをする。それから我々もですね変な言い方ですけども国に対してですね側面から我々のところには代議員もおるわけですから、そういうところを通じて現在の西伊豆町の現状をですね経産省に報告してるけども何も音沙汰ないってことは伝えたいと思うんですけども定期的に経産省へは連絡はとってるわけですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 経済産業省への報告後、直接町のほうから問合せなどは行ってはおりません。ただ今後県の先ほど見解が出るというお話をさせていただきましたが、その動向を確認しつつ施工業者の改善が見られない場合にはですね改めて報告等をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この自然再生エネルギーをそういう事業ってのはですね、これからの日本にとってはやっぱりこれは必要不可欠な事業だと思うんです。しかし同時に地域との共生ということも不可欠なわけですね。残念ながら今回のような事例が各地で発生している。そういう中でですねこれは11月18日の静岡新聞ですね。ここに再エネ規制発の独自課税っていう格好でこれは宮城県の記事が載ってました。宮城県はですね、大規模な森林開発を伴う事業者からの、ごめんなさい、再エネ規制初の独自課税ということかかって言いますと、大規模な森林開発を伴う今回の例えば大城だとかあるいは東海工業のところでやってるやつはもう既に開発しちゃったんですけども、そういうところで例えば今回のような太陽光だとかあるいは風力発電だとか森林部でそういう自然再生エネルギー、再生の事業を行う事業者に対してはですね、営業利益の2割相当を要は税金として徴収するとういう独自課税なんですよ。これを総務省が認めたということで来年4月から宮城県はこれをやると太陽光出力1キロワット当たり最低620円。例えば、大城の場合には大体1,500キロワットですから金額換算すると93万ぐらい。東海工業の跡地でやってるところですと1.7ないし8ぐらいありますんで100万を超すと。例えば、そういう風を町あるいは静岡県が同じようにやったらすればこれからそのぐらいの規模の自然再生エネルギーの施設ができるとすれば毎年200万ぐらいの税収が見込めるということでこの目的はですねお金が欲しいってことじゃなくて、森林部の事業展開ってのは非常に問題がある、だからそれを難しくすることで平地に誘導する。良好な自然環境森林環境を守るというのが目的だということですね。今森林ってのはまとまった用地の確保しやすいし、土地の価格も安いってことで大規模なその森林伐採あるいはそれによる土砂崩れのリスク、こういうものがあるんで宮城県としてもやっぱり事業者住民が安全景観をめぐるトラブルになるケースを防ぐという意味でやったと思うんですね。これからぜひ町長もそういう機会あれば静岡県に対してですね同様、これから西伊豆町でどれぐらいそういう開発が出てくるか分かりませんが、やっぱり必要な自然再生エネルギーを作る施設ってのはこれからどんどんできてくると思いますんでね、ぜひ提言していただきたいと思いますが、この宮城県の対応に対してどのように考えていますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 税を頂くということになりますと、財源が増えますので町のほうとしてはありがたいなという部分もございます。ただ今回西伊豆町内の案件に言いますと、この条例を仮に作って税を納めていただくイコール、発電をしていることを認めたというふうに

向こうにとられてもですね、今度改善の見込みがなくなっても困りますんでそれはそれこれはこれという形で今の事業所の不適切な案件については、しっかりと対応させていただきたいというふうに思います。ただこれ単独の町でやってもという問題もありますので、なるべくであれば静岡県で行っていただけるようにまた今月、今週の金曜日に知事とお会いする機会ございますのでそういうものを取り入れたらどうかということについては発言はさせていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これはこれから例えば森林開発をしてこういう施設をつくろうというところに該当するんで、今ある施設が多分直接該当するわけじゃないと思いますんでね。その辺も含めてよろしくお願いします。それから、2番目の宇久須橋についてでございます。これについてはですね先ほど答弁頂いたとおりだと思うんです。いろんな工法をやる正しい相当例えば架け替えるにしても修繕するにしても、相当費用かかるあるいは既存の例えばそれをなくしてですね反対側から入るってのにもかなりのハードルが高い部分があるということですので、その調査結果をですねじっくり我々議会にもちょっとお話を頂いてみんなで検討したいということで次に移ります。黄金崎柴線法面について。これについてもですねもう来年度の予算で補修するということが非常にこれは地域の人、特に今黄金崎へ向かうウォーキングをしている方それから黄金崎こがねすと辺りに向かっていく観光者ですね、こういう方の安全を守るという意味ではぜひ必要なことと思います。3年ほど前にご見物中の女性もけがしてます。その後、トンネルの改修工事に合わせてという発言もありましたけども、遅れたのが来年度予算化するということが非常に安心しました。ぜひきちっとした工事を進めていただきたいということでこれもスルーしたいと思います。4番目に、大沢里町有林の崩落についてこれ私が出した後ですね、今回の補正予算の中でたしか500万円松林の間伐業務として計上されているんですけども、これどんな形で整備するのかというところをもう少し説明をお願いしたいと思うんですけども。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。今回、補正の計上させていただいたものについては倒木の処理が0.16ヘクタール、それから崩落箇所周辺の間伐ですね、それが2ヘクタール合わせて2.16ヘクタールの整備を行うということで計上させていただきました。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） アプローチする道路もないところでね、もう既に木も倒れてる周辺のものも倒れてるものを使ってやっぱりこれ以上の崩落防止をするということだと思いますね、これもしっかり進めていただきたいというふうに思います。前回質問したときにこれに関連してですね同じような状況がこれ宇久須の深田、丸協組さんがやってるところよりも少し北側ですね、ここに三筋ぐらいいかり大きな崩落が見られるわけです。これは企業名を挙げますけども日本製紙、昔の大昭和ですね。ここの所有するところなんです。これもたしか3年ぐらい前ですか、大雨のときにそこから流れてた土砂が深田川のあれ台帳は飛ばしちゃったかな第2かな、これのところまで流れ込んで町が災害復旧としてこれ処理してますよね。前回言いましたように、町が同じような状況にあるところ何もしないで民間を指導するってのもちょっとおかしいよねって話で、ただ今回町は大沢里これを修繕するということになればですね、町もそういう箇所をこういう修繕してるんですと、次の災害を防ぐために日本製紙さんをこういうのをすべきじゃないですかという指導するつもりはありませんか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 町のほうから日本製紙さんには何らかの対策をするようにというようなお願いはアプローチはしております。ただ企業名言っているのかあれですけど日本製紙さんとお隣の事業所さんとお互いにね相手側のせいだっというような主張があるので、そこは町が民々の係争にあんまり口出しをどうなのかというところが正直あります。採石業者さんからアプローチをするというふうな話を伺っておりますので、その動向を見て今後の対応もう一度町のほうで指導するのかどうかというところを確認をしたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今課長はですね、隣の採石業者日本製紙の話っていうことでおっしゃってますけども、実際にああいう崩落がですね起きるこれは支出が相当重いっていうところもあるんでしょうけども、これはやっぱり企業対企業の問題じゃないですよ。見る限り、これはだから町としてはもうこれ企業同士のものを含めてですけども、しっかりと町のやっぱり指導をしていかないとこれは、業者同士でやると恐らく泥事案になってくる可能性がある。いつまでもあそこを放置されたら、本当に、また次の大きな雨なり何なりでまた来ますよ。そのときに我々にやっぱりこう説明つかないと思うんですよ。放置さしてそこがあそこから流れ出た土砂が川にたまってこれは災害で起きたもんだということで、町の予算を使って片づ

ける。もうこれを繰り返しちやいかんと思うんですよね。ですからもう少し積極的な指導をお願いしたいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） これから訴訟等があるというふうな話を伺っておりますので、その辺の因果関係がはっきりしないうちに、手を出すのはどうかなというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 訴訟関係があるっていうのは正式なところで初めて聞いたんですけども、そういうことがあるのであれば、その結果でしようけども恐らく訴訟ですと、これ何年もかかる可能性が十分にあると。お互いの責任のとり方を含めてですね。ですから町も訴訟云々関係なしにやっぱりあの状態を一刻も早く解消していくという指導はやっぱり今後も続けていってもらいたいと、これはお願いしときます。次に学校施設のトイレ洋式化乾式化についてです。これも前回質問いたしましてね、町長の答弁今までは小中一貫校これを建てるということで、そういう洋式化あるいは乾式化についてもですね、すぐできるんだからということで対応できてない部分があったと思うんですけれどもね。ただ現在の西伊豆中の体育館についてはですね、あれ宇久須地区の方々の最終的な避難所になっていくわけですよね。ですから本来は学校を存続あるいは新校舎ができる云々は別にして早急に取り組んで頂きたかったんですけども、今そういうことで進んでるということですので、いいんですけども冒頭町長の答弁の中にもですね、最初の3月定例会では補正予算を組みましたらぜひご理解ご協力というような答弁もなされてます。その後補正予算が出てこなかったもんですから、私今回質問、至ったわけですけども、それは最初の答弁でちょっと当局あった当局の責任になりましたけどもね。ただししっかりと計画今されてるというふうには伺ってますので、ぜひ進めて予算化して進めていただきたいと。学校トイレ何で何回もこんなことを言ってるかっていうことですけども、文部科学省がですね、令和5年9月27日、報道発表で、公立学校施設のトイレの洋式化の状況についてお知らせしますとこれ3年か4年にいっぺん出してるんですよ。これによりますと公立の学校施設にあるトイレのうち、児童生徒が日常的に使用するトイレの洋便器・和便器の状況、公立の学校施設ってのは、幼稚園こども園・小学校中学校・義務教育学校中等教育学校の全期課程特別支援学校を言うそうですけども、この中で、公立小中学校のトイレ約133万個のうち、洋式化率は今年9月時点で68.3%。これ全国の平均です。静岡県が60.8%、令和2年に比べれば、令和2年57%ですから11.3ポイント上昇してる。それから

平成28年これ7年前ですけれどもそのときは43.3%ですから、25ポイント上昇してる。つまり、
どんどんと全国的にはこれが進んでる。で、幼稚園こども園の洋便器率は82%ということな
んですよね。小学生にね学校でしたくなかったときどうするかって聞いたら我慢するという答
えが増えてきているということです。これはもうそうですよね。今一般家庭の洋便器の普及
率ってのは相当高いと思います。ですから、家では洋便器そしてこども園、幼稚園ですか、こ
こに行ってもほぼほぼ洋便器これが学校へ行った途端に洋便器がないあるいは和便器でやら
ざるを得ない。そうするとやったことがないとかあるいは何て言うんですかね子ども心理で
言えばもう我慢するという方向に走ると思うんですよね。ちなみに前回、田子小学校を除い
て町内の学校の洋式化率は何%ですかって聞いたら42.1%という答えだったと思います。こ
れは県下で下から2番目なんですよね。1番進んでないのが、磐田市36.4%。こういうことな
んですよ。でうちは西伊豆町は認定こども園は仁科13、伊豆海5全てこれ洋式になってます。
学校に上がった途端さっき言ったように、和式が主になってるともうこういう状態は一刻も
早くやっぱりこう解消してあげる必要があると思うんですよね。ですから計画的にというこ
とですけれども、さっき町長が言われたように統合が遅れたこと統合च्छゅうか新しい校舎が
建つ見込みが今のところないいつになるか分からないという状態の中で、特別教室のエアコ
ンこれももう必要です。それからあとLED化ですね。これは今の時代からすれば、二つとも
当たり前の事業です。しかしこのトイレの洋式化乾式化ってのも、もう当たり前の事業とい
うふうに皆さん認識できてると思いますんでね、多少予算的な無理もあるとは思いますが
どもぜひ子どもたちのためにこれを進めていただきたいと思いますけどもう一度今度は教育
委員会のほうの見解を聞かせください。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今、議員からご指摘頂いたようにですね、全国
の学校へのアンケート等でトイレにまつわるいたずらやからかいというものが見受けられる
ということはあるということでございます。それを改修後にですね、さらにアンケートをと
った結果、そういったことでトイレを我慢することがなくなったとかですね、そういった率
ってというのは断然に上がっているという状況でございます。またコロナ禍においてですね、
感染症が拡大している中でやはり濡れた場所の菌の数というのはすさまじいということでご
ざいます。そういったことで洋式化乾式化それから非接触型とかですねそういった対策って
いうのが今国のほうで求められているというふうに理解しております。ですので、そういっ

たものを踏まえてですね全体的な予算のバランスを考慮しながら計画立ててやっていければ良いかなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すいません、一言加えさせていただきますと、トイレの洋式化乾式化今の学校の校舎ですね、仁小・賀茂小あと西伊豆中学校の校舎全部やると約1億5,000万かかります。ですので学校建設をすればですねこの整備はしなくてよかったです。なので学校をつくらないとあたかもお金がかからないようなことの論調を言われる方いましたけども、整備するとやっぱりこれなりこのお金かかります。先ほどのLED化と空調の問題も、来年5,000万かけてやろうかということで今計画はしておりますけども、いかんせんお金がかからずに合併できるなんてことは当然ないわけですから私たちはそれも踏まえてですね、新しいものでどうにかこういう無駄な整備と言ったら変ですけども、本来必要のないものは省きたかったわけですけどもここで二重投資をせざるを得ないという状況だということもまたご理解を願えればというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時18分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 最後に町長からちょっと一言ありましたけどもね、当然そういうのはもちろん承知してますしやっぱり学校建設なり何なりのときにそういうPRもむしろ当局としても、もう少し積極的にやるべきだと思います。で、5,000万あるいは1億5,000万という数字出ましたけどもね、例えばトイレの改修については大規模改造(トイレ改修事業)学校施設環境改善交付金というのが国が出してるわけですね。これトイレに関するほとんどの工事これが含まれるわけですけども、このためにはですね、施設整備計画が必要ということですけども、例えば今既存の施設、学校設備ですね。これに対してこういう施設整備計画この補助金を頂くための交付金を頂くための整備計画ってのは今できてるんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今議員がおっしゃいました、学校施設環境改善交付金これを交付を受ける場合にはですね、交付金の交付を受ける事業がある年度その年度に、施設整備計画を作成して提出する必要があるとございます。それを提出した後に申請書を提出するそういう手順になっております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 年度でいってことであればですね、年度であればいいということですけども、例えば先ほど言ったように1回1回相当金額かかると思うんですよね。ですから3年先5年先どうするんだっていうのは、町の計画なり、何なりの中にやっぱり織り込んでいって確実に毎年それを続けて最終的には県あるいは国が目指すような100%できる限り乾式化、これに取り組んで頂きたいと思います。それでは2番に行きます、森林整備に行きます。先ほど町有林ってのはですね冒頭で申したように、星野町長になってから毎年やってきてる。5年間で私勘定しただけでも75ヘクタールぐらいやってます。それは非常に今後のためにはですね、今後の雇用を含めて非常に取り組みだというふうに私は非常に評価はしてません。それで令和6年度来年度ですね。これの予定ないし内容これは予算時期ですんで、どういうものを計画しているか予算化されそうかというところをお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、令和6年度の予算要求で上げさせていただいておるものをご説明いたします。まず町有林の整備の部分で、宇久須の24林班になりますがここは利用間伐で5.8ヘクタール作業道600メートルで搬出は約350立方メートル程度を予定しております。場所的には寺澤洞山線沿いの整備になります。二つ目として、大沢里の先ほどご説明した宮ヶ原の崩落地周辺の間伐になります。92・93林班になりますが、切捨て間伐で15ヘクタール作業道が600メートルになります。三つ目として、宇久須地内の37林班こちらの草木ヶ沢線沿いになりますが、そちらの切捨て間伐5.7ヘクタール作業道が400メートルを予定しております。面積的には町有林の間伐で26.5ヘクタールとなります。以上です。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 来年度予定されてるっていうことで26.5ヘクタールですか。相当大きな面積なんですけどもただちょっと気になったのはですね寺澤洞山線。今県が林道をつくってます。これは、材を搬出するためにつくってるわけですから当然ここ350立方メートルの材を出しましょうということで非常にいいことだと思うんですけども草木ヶ沢線のところ37林班ですねこれ切捨て間伐だというお話でした。宮ヶ原についてはですねこれは先ほど言ったようにも

う今さら道をつけて云々、倒れてる木をそれでどうのこうのっていうことじゃないんでね。これはもう切捨て間伐致し方ないなとは思いますが、例えば草木ヶ沢線がなぜ切捨て間伐なんですかこれ町長の施政方針なりなんなり、あるいは日頃の言動からすればですね、切った木はもう現地から必ず搬出するんだというのが方針だと思うんですよね。にもかかわらずなぜこの草木ヶ沢線、沿い草木ヶ沢線沿いってことは草木ヶ沢は林道傷んでるよと補修してよという話で補修をしてくれたという話も聞いてますし私も通ってみました。そういう中でなぜここは切捨て間伐なんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 出せるものは出したっていうのは当然ありますけども、そもそも今植えられてる木っていうのはですね、昭和初期ぐらいに燃料や暖をとるために木をみんな伐採して禿山になったという事情がありまして、それを災害防止のために国が森林の植林を推奨して現在の形になっているというものでございます。当然出せるところの木は出しますが、この草木ヶ沢線については今年度やっている切捨て間伐のところの裏側のところになりまして、急斜面で木が出せないところという部分になります。どうしてもそういう切捨て間伐でなければ整備ができないというところは出てまいりますので、そこをご了承頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） こういうのを見るとですね、やっぱり確かにさっき言ったように26.5ヘクタールってのは相当広いんですよ、どうも表面的に見れば、いろんな事情があるにしても面積重視という感が否めないなと。やっぱり本来整備をしていくのであればもう出す、今年度の事業でですねいわゆる高性能機械あるいはタワーヤードを使って、ああいう急斜面だつて出してるじゃないですか。確かにお金がかかりますよ。うん、だけでもそれといろんな大きな方針、この切捨て間伐したものどうするんですか。これ後ほど言いますが、急斜面のところにもそもそもスギヒノキ人工林があること自体がですね、日本のやっぱり方針が今まで間違ってきてると私は思ってます。こういう急斜面もう今出すのにもう出せないようなところはですね、やっぱりもともとの人工林じゃなくて雑木林広葉樹こういうところに持つてく、それがやっぱり山の機能の中のね、保全機能っていうところに寄与すると思うんですよ。広葉林例えばカシ、椎、ナラ、クヌギ、こういうものってのは根を地中に深くおろすわけですね。地中に深くおろすってことはやっぱり山崩れだとか地滑りが起こりにくいってことだと思うんですよ。それから地面にそういう、例えば広葉樹の場合には葉っぱが落ちればですね

これが長年にわたって蓄積する要は、腐葉土をつくるこれがフサフサ踏めばスポンジになっている。そうすと大量に雨が降っても保水能力がある。それから雨が降ればその腐葉土に含まれる養これが川だとか海に流れていく、そうするとそういうところにいるプランクトンの餌にもなる。ひいては、豊かな漁場をつくる原因にもなる。それから昆虫だとかやっぱり動物の餌になるようなねいろんなこう樹液、カブトムシだとかクワガタだとかこういうものが樹液を吸いに来るとかあるいは、木の実、猿だとかイノシシだとか鹿だとかこういってますよね。こういうものが食べる実をつくり出すっていう意味でね、鳥獣被害も防げると思うんですよ。ですからもしそういうことが理解できてるのであれば、今出しにくい急斜面これは何とか皆伐をしてそういう広葉樹林化する。つまり、将来も人口樹林にしてもまた何ていうんですかね、改修が難しいということではなくてですね、そういう方向性もあると思うんですよ。ちなみに今年皆伐したところですね、あそこ聞くとところによればあそこは今国が、岸田さんが盛んに花粉症対策として無花粉あるいは低花粉こういうスギヒノキを植えるっていうふうに言ってますよね。まさにその方針をですね先取りするかのよう、西伊豆町はあそこに聞いている話によりますと38林班には、ヒノキ5,000本低花粉ですかねそれから無花粉、無花粉はなかなか手に入らないということですけども、そういうものも入れたいと本当にそういう意味では町有林の整備をする中で、国あるいは近隣よりも一歩進んだ対策をしてるわけです。それがなぜ例えば、草木沢線は今回切捨て間伐なんですか。それならばもっと別なところを選ぶなり、あるいはここも皆伐をしてそういう広葉樹林化するという方法ってのは考えられないんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今年度も約2ヘクタール主伐を行って再造林行いました。その費用が約3,000万、3,000万超ですね。ほとんど主伐の場合は補助金がないです。主伐する面積もあんまり広範囲にやってはいけないというような県の指導ございましてやっても2ヘクタール程度かなと。そういったことを加味しましてですね、予算的なバランス当然20ヘクタール程度、森林整備をしていきたいということで目標を定めておりますので面積的な部分はもちろんクリアしたいと。それから費用的な面もですね、間伐に合わせて主伐をやるとかなりの金額、1億円基金積んでもすぐに枯渇してしまうような状況になってしまいますので、その辺のバランスを考えて予算のほうを組まさせていただきました。またこれからの町内でもしその木質バイオマス等が実現すればですね、今後町内での域内循環の活用ができるとい

うことで考えておりますので来年度については、切捨てがメインになってしまいますけどもその後については搬出間伐という部分を推奨していければなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 予算規模がね大きいからって言われればそれまでなんですよ、我々もね。ただ先ほど言ったようにですねやっぱり戦後人工林をどんどん植えなさいということでそういう状況になってる、しかし今森林も少子高齢化ですよ。今植えるものがほとんどなくてもうほとんどが高齢樹林になってると、これ2番目のJクレジットのところにも関連してきますけどもね、ほんで先ほどの資金もJクレジット等を活用すれば全部とは言いませんけどもかなりの収入が期待できる制度なんですよね。そういうものをうまく活用して予算がないからとか予算を考えてっていうような答弁ってのはあんまり聞きたくないなと。もちろんそれが当局とすればもちろんそうでしょうけど。先ほどから言ってるようにですね、やっぱり西伊豆町も、これから森林整備を今と同じように続けていくためにはですね木材生産のための生産林、これとねやっぱり本来森が持つてる環境力だとかそれから環境保全こういうことから考えたその環境林、こういう区別をしてやっぱり施業していく必要があるんじゃないかなと思います。天然林に近いものに転換していく環境林それから生産林は材が出せる、それから効率のいい材を植える、樹木を樹脂を植えるっていうことでね、ぜひそういうところの研究もしていってもらいたいというふうに思います。それでは2番目の森林クレジットの関係の質問に移ります。カーボンクレジットって言葉ここ最近非常にクローズアップされてます。どういうことかって言いますとね省エネ設備あるいは再エネの導入それから森林の管理等によって温室効果ガスの排出の制限をするあるいは、森林なんかで吸収をするこれをクレジットとして認証する制度ということで、もう10年前2013年にこれスタートしてるわけですね。ここに来てなぜかっていうと先ほど答弁にありましたように、日本が相当やっぱりCO2削減が遅れている。2030年の目標あるいは2050年のカーボンゼロに対して本当に遅れてるんで、やっぱり国も躍起になって出てきてると思うんですけども、今言ったようにカーボンクレジットには2種類あると思うんです。排出削減系例えばさっき言った白熱電球をLED化する。これによって使用電力これを削減する、つまりこれが結果的にCO2の削減になるわけですね。これなんかですとこの制度の中では大体CO2、1トン当たり2,000円ぐらいじゃないかなというふうに言われてます。一方で森林吸収系ですね。これは植林や森林整備によりCO2の吸収量を増大させるということで、これはカーボン1トン当たり恐らく1万円以上という値段がつくんじゃないかと非常に期待できる。今西伊豆町が森林整備をして

る中で期待できるものだと思うんですね。それとやっぱり排出削減系よりも、西伊豆町はこんなことやってますってことでPRにつながっていく、現地へ行って実際に見ることもできる、それからさっき言ったようにこういうもので得た資金は、森林保全活動にこう循環されていくということで非常にいい制度だと思うんですけども、例えばこれ西伊豆町の今やってる森林ですね。これはJクレジットには、久保田課長相当勉強されてるんで、今日教えてもらいたいんですけども地位ってのがありましてねその地域によって、樹高それから林齢、木の年齢ですねこれによって決まるんですけども、この辺の西伊豆町の森林ってのはそういう意味では地位はどのくらいの地位なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 実際その辺りのクレジットの算出に当たってですね本来、手引書によりますと間伐をするときに各木ごとの高さや直径ですね、それを計測をしてそれでどれぐらいのランクにあるかっていうものを算出するという流れになります。先日、県の市森林整備課のほうからレクチャーを受けてそこが1番の我々導入に当たってのネックだったんですけども静岡県さん令和2年度に、レーザー航空測量というのやっております点群データっていうデータを持っています。そちらのデータで、樹高を計測できるということが分かりました。なので樹高が分かれば推計値でランクの決定っていうのができるよというような教えをこいましてのでちょっと今どれぐらいの地位でいけるかというところはまだはっきり分かりませんが、見通しが少しだったのかなというところでございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は講習会っていうんですか、それに出た方にちょっと伺ったんですけども大体この辺西伊豆町あたりだとですね10ヘクタール当たり50トンぐらいじゃないかなというふうなことをおっしゃってました。クレジットの取得を目指すためのボーダーラインっていうんですかね、これが大体年100トンつまり20ヘクタールぐらいの森林管理ですね、計画が必要だというふうにならなくてレクチャーを受けました。とすると先ほど例えば来年度26.5やるということですけどもね、そういった数字がかなり西伊豆町でもその可能性があるんじゃないかなっていうことがさっき課長の言ったとおりで、期待できると。星野町長は今県の山林協会の副会長いつか浜松市長がいなくなりましたんで会長も短期間であるけどやられてると、その2023年5月頃まだ町長が会長のときですね、これ山林協会が出している森と人という冊子があります。町有林でのJクレジット制度の取組ということでこれは小山町ですね、小山町が取り組んでいます。この記事に要約しますとね、小山町は66.8ヘクタールの

人工林で8年間で4,280トンCO₂削減するを見込んでいると、先ほどのトン1万円以上期待できるよとたとえこれが1万円だとすれば8年間ですけども4,000万あるいは5,000万の収入になるわけですよ。年間で言えば500万ぐらいになりますか。ということが、森林整備をすることによって材を出すことによって木材売上の金額も入るそれからそういうものを続けていく管理していくことによって、こういうJクレジットこれがもう売れる可能性がある。今盛んにいろんなところJクレジット本当に買手がいるのって言うんですけども、今の勢いからするともう例えば大手のエネルギーメーカーだとかですね、それから静銀さんなんかも中間に入ってきてますねつまり、商売になるとああいう金融機関が出てくるってことは商売になるから出てきてるわけですね、買い取ってどっかに売り付けるというそういうことだと思うんです。ですから、こういうメリットがやっぱりあるんですけども町有林っていうのは今町が持つてる町有林1,600超木ぐらいあると思うんですけどもこれのJクレジット制度に参加条件に適合しますか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ちょっとご質問の回答の前に小山町にも私もお問合せをしてね、いろいろ状況をお伺いしております。小山町さん森林整備課っていう課をつくって、それにすごく一生懸命取り組んでいるとクレジット化してるのかっていうふうに聞いたらまだそれはできていないと最終的にできてから売りたいと、ただ売り先がやっぱりなかなか難しい売れるかどうか分からないというようなお話ございました。トン当たり1万円っていうのは確かにそういう過去に実績があるそうです。すごく少ない量ですけども、1万円で買い取った企業があつてなので1万円と言われていたんですけど、この間県の説明ではいやそこの市場価値じゃなくて、やっぱり半値ぐらいじゃないかなというふうなことをおっしゃっていました。小山町さんからレクチャーされたのはやはり売り先を決めてからちゃんと計画を立てないと、せっかくやっても売れないという状況に陥るので、そこを気をつけたほうが良いようなお話を頂きました。で、すいません、そのことを付け加えさせていただきます。回答としまして、うちでやる場合のネックはですね。西伊豆町の場合ですと森林経営計画っていうのをつくったあとに、周辺の個人の所有者の山の部分を随時追加するというのを計画変更というのをやっています。しかしながら登録、Jクレジットの登録に当たっては森林計画単位で登録するものですから計画を変更すると再登録しなきゃなんないんじゃないかっていうところが一つ考えられます。1回登録すると100万円かかるそうです。なのでちょっとその部分でもしJクレジットを目指すのであればそれ専用の経営計画っていう変更を長期にか

けないというようなものが必要になってくるだろうと。あとは、伐採期間の後クレジットの算出期間というのが出てきまして、平均でいうと16年ぐらいの長期契約になると、なので個人の所有参入がたくさんあるような場所ですとなかなか契約に至らない難しい面があるなどということなので、町有林の整備の部分でしたらできるんじゃないかということで考えております。結論から言うと、町有林の部分で間伐系の計画であれば可能だというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いろいろ説明してくれたんですけども、要は西伊豆町として例えば町有林対象でもいいですあるいは、町有林の周りのですね、例えば今事業体が経営計画を立て森林経営計画立ててやる分も含めてでもいいです、取り組む気がありますか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 前向きに進めたいなと思っています。ただその技術的な面ですね、先ほど言った点群データから推計CO2の削減量を推計するというような作業っていうのが結構難しいなっていうふうに感じておりまして、それを静岡県さんが今年度モデル的にやってくれるということで、できたものを町に提供するというお話がございましたのでそれを参考にしてできるのであれば、来年度はちょっと難しいとは思いますが来年以降にですねできるようなことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まさにね今課長が言ったとおりなんですよ。今例えば何で僕はこんな質問して町がやる気になってるんですか、なぜ今のタイミングで始めるのかっていうことなんですけどもやっぱり遅ればですね輪廻が高いほど、さっき言った地位ですね、評価、これが低くなるんです。ですから5年遅れ10年遅れになるとどんどんカーボンの吸収量これが減っていくといういわゆる価値が下がる。ほんで、さっき言ったように日本の人工林ってのはもう少子高齢化なんですよ。高齢化が進んでるもう伐期を過ぎてるものもかなり入ってきてるってことですね。もう戦後植えればもう70年、昭和30年代に植えたって60年経ってるわけですよ。ですから輪廻が高いほど地位が低くなるってことであれば遅く始めるほど不利になっちゃうよってことが一つ。それから補助金ですね、今いろんな補助金がこれに対して出ると思うんですけども当然、補助金の補助率っていうのはですねこういう事業がある程度皆さんがやり始めると下がる。さっきの自然再生エネルギーでもそうじゃないですか。買取り単価対象当初は42円こういったのが今は20円そこそこですよ。つまり普及してくれば、いろんな

対応を皆さんがしてるんでそういう補助金を出さなくたってそういうものをやるのが当たり前だになると。そうすと補助金が非常に減っていくと。それから、今さっき言いましたけど県のいろんなノウハウですねこういうものを伝達あるいは支援これがやっぱり時限的な措置だと思っんですよね。今年度あるいは来年度、このくらいは非常にそれに取り組むところに対してはいろんな応援をするだけでも、さっき言ったようにこれもそういうのが一段落すると、もうどんどん県は勝手にやってくださいっていう格好になりかねない。それから、あとは今やっぱりいろんな自治体なり企業がですねこういうことをやらないとカーボンニュートラルこれの実現に間に合わない。つまり2030年さっき言ったように13年比46%でしたっけね、減、それから2050年には完全なカーボンニュートラルこれを実現しますって政府言ってるわけですよ、日本はということになればですねやっぱり今このタイミングでやっぱり始めるってのは非常に有利なことじゃないかなというふうに思います。恐らく新聞記事によればですね、これカーボンプライシングこの制度が本格導入されると、二、三年後につまりカーボン出すところカーボン1トン当たりいくらこれお金出ささいってことですよ。そうなるとカーボンを吸収してカーボンを削減しているところからやっぱりそういうのを買わざるを得ない。自分たちの企業の努力だけではできない部分はやっぱりお金出して買うというような、時代がいずれも二、三年後に来るんじゃないかと思っんですよね。そういうこともしないとやっぱり企業だとかそういうのに対して、負担を求めないとなかなかこのカーボンニュートラルってのは実現できないということだと思っんです。ですから今のタイミング今年度無理にしても来年度そういう県からのやっぱりいろんなレクチャーを受けてですねぜひ進めていただきたいと思っんですけれども、それについてもう一度どうですか意気込みを。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、前向きに取り組たいと思っんですけれども事務量的なものがどれくらいあるのかっていうのが正直分からないところありまして、小山町ですえですね専門の課をつくってそれに組み組んでると、片手間でできる部分なのかっていうのは不安な部分もあります。しかしながら議員がおっしゃったことでもっともだと思っんです。2030年の目標に向けてこれから需要どんどん高まっていくだろうと、それに向けて早めに手をつけるべきだというのは確かにおっしゃるとおりですので、うちのところでできるんですけれどもさっきおっしゃったように100トンですね、収支に見合うようなものになるのかどうかというところの試算も含めてですね来年度から組み組んでいきたいなというふうに思っっております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 町有林だけの話をしていますけどもね、幸いにして今日も傍聴に来てくれますけども地元にある林業体がですね非常に積極的にやっぱりこういうものに取り組んでいきたいとできれば自治体西伊豆町と一緒にやっていきたいという意向を持ってるといふうに伺ってます。ですから今の西伊豆町の産業建設課の中でですねこれを全てやってくつてのは相当無理があるとなれば、やっぱり森林経営計画ですねこういうものは共同体として出していくということで、そういう事務の負担だとかそういうものについてはやっぱり企業さんにもお願いするというようなことも考えられると思うんですよね。ですからとにかくそういうものを利用してでも、今やっぱり始めるタイミングでありますということを今日は申し上げたかったということです。最後にですね、これは通告していないんでいきなりですけどもゼロカーボンシティ宣言っていうのがあるんですよね。令和2年10月26日国のカーボンニュートラル宣言2050年0ですね、こういうのがあったときに、ゼロカーボンシティ宣言をしたところってのは166自治体全国であったそうです。令和5年9月29日現在今年ですね、46都道府県、550市、22特別区、317町、48村、県内では全部の市23市プラス小山町、ここがゼロカーボンシティ宣言これを行ってるわけです。で伊豆市は近隣でいきますと伊豆市は、令和4年6月20日に定例記者会見において伊豆市ゼロカーボン戦略かけがえのない地球を守る小作戦これを市長ですね、これが宣言してます。下田市は今年の令和5年3月これの施政方針において、市長がですねゼロカーボンシティ宣言これを行ってます。菊地市長の記事もこう載ってます。いやこれだけやっぱり森林整備をして例えば、庁舎のさっきいたようにLED化だとかあるいは、今の森林整備だとかこれだけ西伊豆町は積極的にやっています。ほかへのPRを含めてゼロカーボンシティ宣言する気はありませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） する気があるのかないのかというふうに言われるとなるべくであればしたほうがいいのかもかもしれませんけども、うちの町におきましては別にしなくても、森と海の6次産業化も含めてですね、森林整備には壇上で答弁させていただきましたように、既に2億円の基金を積んで今期の補正予算で1億円積み増しをしてですね、森林整備の相当力を入れておりますのであえてそういった宣言をしなくてもやることはやっているとすることは申し上げることができるかなというふうに思いますが、ただ対外的にPRをするためにはですねしたほうがいいのかもかもしれないというふうに思っております。今私はこれするしないということはなかなか明言できませんので、また部局と相談をしてみたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 西伊豆町がやってるってのは先ほども言ったとおりです。もちろんこういう宣言をするっていうのはですねPRそれとやっぱり例えば先ほど森林整備に1億5,000万だとか2億だとか3億かかる基金を積んでもそれでやれないぐらいこういう事業が何で必要なのかっていうことをですね、やっぱり町民にPRするにはこういうゼロカーボンという認識をやっぱり町民一人一人にも持ってもらい、町はそれに率先して例えば森林整備によってこういうもの、それから庁舎をLED化することによってこういうことをしてるといふ町のPRになると思うんですよね。いつも言いますが、予算からして予算をたくさん使うそれについて何でそんなものについていう人はいるんですよ。ですけどもそういう人にやっぱりなぜその予算が必要なんかってのを分かってもらい意味ではですね、こういう宣言ってのは僕は必要だと思いますので、ぜひ皆さん前向きに考えていただきたいということをお願いしまして私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 2分

◇ 3番 仲田慶枝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番（仲田慶枝君） では、議長のお許しを頂きましたので、仲田慶枝一般質問を始めさせていただきます。

私の一般質問は、1点でございます。循環型社会を目指す取組について伺います。循環型社会を目指す取組について。近年急激に増えている気象災害、それも激甚化の勢いはとまりません。地球温暖化温暖化対策はもはや他人事ではありません。今や地球に住む1人一人が

本気で循環型社会を目指すときです。環境省は、第4次循環型社会形成、申し訳ありません。ここ文字が1文字、推進が抜けております。第4次循環型社会形成推進基本計画でございます。ご訂正くださいませ。形成推進基本計画を定め静岡県は、計画期間を令和4年度から8年度とした、こちらと同じく推進を入れていただいて第4次静岡県循環型社会形成推進計画を策定いたしました。それは3Rの推進、廃棄物の適正処理、循環型経済を基本方針としております。令和3年に出されました南伊豆地域ごみ処理基本構想をひもときますと、当町のごみの再資源化率は15.8%全国平均が約20%ですのでそれと比較しても低いほうです。私は昨年3月定例会で、ごみの再資源化と地球温暖化対策について伺いました。1年半が経過して、その後の進捗状況を伺います。

(1) ごみの再資源化への取組における食物残渣堆肥化試験について。家庭ごみはおおむね生ごみと紙類プラスチック類に分類されます。紙類いわゆるミックスペーパーの分別の取組は、当町では定着しつつあるように身請けられます。生ごみの再資源化については先日の全員協議会で食物残渣堆肥化の試験が進んでいるとの報告がありました。①現在の県内の状況はどうなっていますか。また鹿児島県の大崎町SDGs推進協議会の協力を得て実施していますが試験はいつまで続きいつまで関わってもらえるのですか。②試験結果を得て、将来の展望があればお聞かせください。③当町の1人当たり1日のごみ排出量は1,377グラムで、近隣市町と比べて比して多いのですがそれは当町には事業所が多いからということですか。町には、このほかにも大量に魚類を扱う事業者が多くふるさと納税にも貢献してくれています。事業者から生じる魚のあらの処理については、産業廃棄物となり事業所の負担が大きいと聞きます。こちらこそ堆肥化すべきと考えますがどうでしょうか。

(2) バイオマス発電構想について。森と海の6次産業化プロジェクトでは、株式会社とび虫がバイオマス発電に取り組むとのことですがプロジェクト3年目の今そのうち進捗状況を伺います。

(3) 広域ごみ処理施設について。国は、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を各都道府県に求めています。それに伴い静岡県は賀茂地域での1市3町による広域化を推進してきました。賀茂の広域ごみ処理施設整備は、当初予定より遅れていますが組合議会もスタートし準備が進んでいます。10月26日の臨時議会では、広域ごみ処理施設事業からの脱退を求める請願が出されましたが、当町の焼却施設の老朽化と維持管理費の増大さらに人口減少によるごみの減少が予測されるところでは、処理コストの効率化やエネルギー利活用の規模の観点から県の進める広域化の推進は妥当と考えま

す。できるだけ焼却施設は少なくするという方針です。南伊豆地域広域の焼却施設は11年度の竣工を目指すとあります。下田までのパッカー車の往復による二酸化炭素排出を予測しますと、できるだけ運搬回数を減らすべきだと考えますが、南伊豆施設清掃組合でもごみの減量化や分別収集によって規模の縮小も今後考えられるようです。ごみの分別を進めるに当たっては、今後どのように考えていきますか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の循環型社会を目指す取組についての（1）ごみの再資源化への取組についての①現在の検体の状況と大崎町SDGs推進協議会の協力はいつまで続くのかということでございます。

試験は順調に進んでおります。発酵が進みますと魚のアラや生ごみの臭気がほぼなくなることが分かっております。現在は発酵のため、散水と攪拌を週に2回行っております。検体につきましては1月末に完熟する予定でございます。2月に完成した検体の成分調整を行いその後消費生活研究会の会員の皆さんで農業を行っている方また町の管理する花壇などでそれを使ってみて効果を確認したいというふうに思っております。

次に②の試験結果を得て将来の展望についてでございますが、将来の展望といたしましては本来、燃やさなくても済む生ごみに関しては堆肥化を推進していきたいと考えております。しかしながら、堆肥化を実現させるためにはそれなりの面積が必要であることと試験の際に臭気などを計測し状況把握には努めておりますが、それらを考慮した中での場所が見つかるというのが1番の課題であるというふうに思います。また場所が見つかったとしても山奥であるならば、搬出するためにCO₂を出して運ぶこととなりますので本末転倒になりかねないことも考えられます。全体を見渡し、事業を推進することが本当に環境によいことなのか住民の皆様のご理解を頂ける状況なのかを精査し、検討したいと考えております。

次に③の魚の堆肥化についてでございますが議員のおっしゃるとおり事業系のごみが多いため1人当たりで換算をいたしますと他の市町に比べて多いということはそのとおりでございます。また産業廃棄物を処理できないというのもそのとおりではありますが、それらの件に関しては環境省さんなどと話を詰めていきたいと考えております。仮に、町が堆肥化を推進したとしても加工場から出るものを域外に燃料を燃やしながら排出した場合、地域循環

共生というものやCO₂の削減という国の掲げるものと整合性がとれなくなってくるので、国の方針や取組などを改めて確認し実施をしたいと思っております。

次に（２）のバイオマス発電構想についてでございますが、伊豆地域における木材生産者の状況調査で山から切り出した木材を地域外に高いお金をかけて運搬するのでは、持続可能な林業として成り立たせることは難しいということが分かっております。したがって、木材を地域内で消費または加工する方法を模索してきたところでございますが、現実的に可能な事業であるバイオマス発電に着眼し、地域商社による運営ができないか検討しているところでございます。バイオマス発電といってもいろいろな種類があり規模等によっても選択肢が変わりますので後ほど担当の者から資料を用いて、当町で検討している木質バイオマス発電の概要を説明させていただければと思います。

次に（３）の広域ごみ処理施設についてでございますが、現在は週３回のごみ回収を行っていることから今までどおりの状況でいくとするならば３回の回収は堅持し、住民の不便にならないようにしていきたいと考えております。しかしながら分別回収や生ごみの回収が進んだ場合、必ずしも週３回収集車が回らなくてもよい状況が生まれるかもしれません。町としてはいろいろな施策を進める中でなるべく運搬コストと二酸化炭素の排出は少なくできるようにしたいと思っております。ごみの分別に関しましては、順次住民の皆様が今までよりも分別ごみを出しやすい環境にスライドしていきたいと思っております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） それでは木質バイオマス発電の概要についてお配りした資料を使って説明をさせていただきたいと思っております。一般質問の途中ですので、要点のみの説明とさせていただくことをご了承ください。議員の皆様のお手元にこちらの資料をお配りしております。資料の３ページをご覧ください。こちらの資料については、一般的にコース公表されている経産省や関係機関の資料から抜粋したものになります。当町では調達できる燃料の量を加味し1,200キロワット程度の発電出力を想定しております。その規模でできる事業ということでご覧になっていただきたいと思うんですけども図のほうをご覧ください。

３ページです。はい、すいません。出力規模体による技術選択とは、廃熱特性というところの表グラフがございまして、1,200キロワット程度ですとガス化発電が適しているというようなことが示されております。続いて４ページのほうの図をご覧ください。こちらの発電技術の違いでどのような燃料が必要なのかを示したものです。ガス化発電の場合は、安定稼働させ

るために燃料がペレット、または大きさが均一な乾燥チップに限定されるということを示しております。なおペレットはですね、近隣工場等ございませんので調達コストが高いということから、乾燥チップによる発電を計画をしております。次に5ページのほうをご覧ください。ガス化システムの概要図をもって説明をいたしたいと思います。木質チップをガス化炉で蒸し焼きにします。そこで生じたガスでエンジンを回して発電するという方式になります。また発電に際し生じた熱を木質チップの乾燥と温泉の代わりなどで二次利用できるようにできないかということで検討を進めているところでございます。

資料の1ページのほうをご覧ください。この木質バイオマス発電を導入するためのいろいろやることの手続を三つのフェーズに分かれて図化したものです。まず第1段階の施設導入に向けての検討というところでは6次産業化委託の1、2年目で基礎調査というものを行ってやっております。今年度についてはですねこの図の真ん中ですね、第2段階である事業計画の具体化に向けて今進めておるところで事業体の立ち上げと書いてありますがこれは地域商社の立ち上げの部分ですね、そこまでできましたら来年度の詳細設計それから各種手続に進みたいということで考えております。すいません、かなりはしょってしまって申し訳ないんですがもう一つの資料で固定価格買取制度について説明したいと思います。

こちらの資料の5ページをご覧ください。5ページの右側ですね、小規模木質バイオマス発電の買取価格というところになります。この表の赤枠でかこったところ、間伐材等由来の木質バイオマス2,000キロワット未満の調達価格40円プラス税というところで売電ができるように計画をしております。固定価格買取制度というのは、再生可能エネルギー元を変換して得られた電気を国の定める価格で一定期間電気事業者が抱えていることを義務づけた制度になります。この制度の中で最も買取価格が高い、このキロワットアワー当たり40円プラス税の売電を計画をしますけれども原材料が森林整備の一環で生じた木であるということが前提になってまいります。簡単ですが、以上説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。今のところちょっと伺いたいことありますけど、まず順番に再質問させていただきとうございます。先ほども申しましたけど私は3月の定例会でごみの減量化再資源化の取組について伺ったところでございます。あれから1年半、先ほども申しましたけどミックスペーパーの分別とか古着の分別はとても普及している。さらにお布団や毛布の最新化も進んできています。今回は再び循環型社会を目指すさらなる取組について伺ったところでございますが、その目的は町は何を目指しているのか。循

環型社会を目指しながらどういう方針なのかちょっと整理してみたいなと思って伺った次第でございます。ですから別に再質問で鋭く切り込むようなそんな感じではないのですが、特にですね食物残渣の堆肥化の試験のことは私たち議員は、11月2日の全員協議会でご説明を受けましたけれど恐らく町民の皆さんの多くはご存じではないんじゃないのかしらと思いますので町が今何を目標しているのか町民の皆さんに知っていただく機会にしたいと思います。さて、その食物残渣の堆肥化の試験でございますが順調に進んでいるというご答弁でした。9月末から生ごみ1,730キログラムを用い草木チップをほぼ同量投入し林道祢宜ノ畑倉見線沿いで堆肥化実験を行っているっていうものでございますよね。臭気やにおいの計測ですね、それから攪拌などによって温度管理をしていると報告をそのとき私たちは受けました。1月に完熟し2月に完成したらということでございますが、その時点で終了ではなくて試験は成分を調べてかつ堆肥を実際に耕作に使用して確認するところまで見ると先ほどおっしゃいました。そこまでやるっていうことは何かもう既に何か課題が見えているというのか、どんな課題があるのかというのを今少し想像できているんでしょうかそこを伺います。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） モデルとしております大崎町さんも魚のあらを使った堆肥化っていうのをやってないので、まず塩分濃度がどれぐらい影響するのかっていうのがちょっと気になるところです。成分検査によってこれまで使用していた土壌改良剤であったり肥料の代替になるのかっていうのは、ちょっと検査してみないと分からない部分であります。さらに濃度がもし高い場合ですね希釈するために配合割合を変えるといった必要も出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 要するに出来上がったものの成分それを魚のあらが入っている検体もありますのでそれを見ると少しの時間を要するというところでよろしいですね。で、大崎町のSDGs推進協議会の協力を得ているということでございますが、その協力頂いてるってことは現時点ではこの試験は全く町からの持ち出し費用の持ち出ししない状態なんですか。もう一つ、森と海の6次産業化プロジェクトで協定を結んだフィッシャーマン・ジャパンさんが関わっているってちょっと聞いたんですけど彼らはどのように関わっているのかここを教えてください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。大崎町SDGs推進協議会さんは自ら取り組んでいる事業を全国的に普及させるという目的でご協力を頂いております。この事業に対して、当町からの支出はございません。逆に大崎町への視察費用などを向こうでご負担頂いたというものになります。またフィッシャーマン・ジャパンさんにつきましては令和5年度の委託事業である次世代漁業の構築を目指した業務の中で行っているものです。なお発酵を促すために定期的に攪拌等を行う実作業がございますけども、こちらは産業建設課作業員が行っているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうすると厳密に言いますと、産業建設課の作業員さんが攪拌に行ってるっていうのは言ってみればそれは町の持ち出しということになりますよねその部分、そうしますとこれが堆肥化試験がうまくいってさあ実行しましょうと、生ごみ堆肥カーを全町民で進めていきたいと思いますというなったときにはですね、もういつずっとこう、町の職員さんが関わるのか今のイメージとしてはもうここはこの施設設備は民間委託しちゃおうとかそんなようなイメージっていうのは、今全然、抱いてないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最終的にはですね、民間委託をしたいというふうに思うんですけども、そもそも民間委託する現象はどこから出てくるかっていう話になるんですね。ですので、逆に町としては生ごみをこちらにシフトすることによって焼却する費用が削減されるのであればそれを充てることも可能ですし、通称産廃になっている事業所からのものはですね、山を越したところで処分をしていただいているんですけども当然、事業所さんは処分費を払ってお願いをされてると思うんですね。なのでその部分をうちのほうに100%というわけには当然いかないでしょうから、80%とか70%とかっていうのを委託費的なもので頂けるのであれば、それを運営費に使うことっていうのは可能なんだろうというふうには思っております。ただそうは言っても今この試験の段階で先ほど課長が答弁したように出来上がったものの成分がいいものでなければ、ただ単にごみからごみをつくってただけになってそれをまた処分しなければいけないということになると本末転倒になりますんで、今試験をさせていただいて農業用肥料として本当に使えるのかということが分からないとなかなかその事業化まではいかないんだろうというふうに思っております。あと壇上で申し上げたように、やったとしてもどこでやるのかっていうのが当然一つネックになってきますので、今本当に山奥ですから誰のご迷惑もかかってはおりませんが、そこに行くためには相当な距離がありま

すから、ガソリンを使っていってますんでCO₂の削減って言いながらCO₂出してるんでしょって話にもなりますので、なるべく近いところである程度の面積っていうものは必要だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。本当に本当におっしゃるとおりだと思います。で今の試験もあのときに1度に投入しただけですもんね。これが実施になると、毎日じゃなくて週3日ですから1日おきぐらいに投入することになるので試験の報告ですと、5日ぐらいで臭気が消えたというようなね報告もありましたけど継続的に入れていけば、それは継続的に続くというようなことになりますもんね。だから課題はやはりすごくやってみないと分からないというちょっと難しいなって思うんですけど、おっしゃったように臭気が心配だから余りに山奥にする実はこの前の建屋を見に行ったときも、こんなこと本当に宇久須の方には失礼ですけど私はもうこのまま帰れないんじゃないかぐらいすごく遠かったです。仁科からいきますとすごく遠かった1人で行ってすごく後悔したんですけど、怖いつていうか道が1人で運転するのが怖いぐらい遠いところでした、CO₂を搬出してるとなろうなっていうことを思いましたので、やはり場所選びというのはとても大きな課題ということは分かります。さらにですね、その建屋の場所もそうですけれどこれでも大崎町さんでは実現してるじゃないですかこの堆肥化、工夫をすれば私はいけるんじゃないかと私個人的には考えているのですが、そうしましたときに住民の方が生ごみを持って出しますよね。ごみステーションのイメージですけど、今までのようにぼいって袋ごと置くってのちょっとイメージが違ってきます。ごみステーションのことまでは少しこう考え及んでるんでしょうか現時点で。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 大崎町さんは樽を使って回収をされているということで視察を行かれた方についてはご理解は頂けるのかというふうに思いますけども、家庭からもバケツでお持ちになって樽の中に入れてっていう形だというふうに思います。今回の試験を行うに当たっては、消費生活研究会の方々にもご協力を頂いて近隣住民の方にちょっと声をかけてですね頂いて持ってきてもらったというふうに聞いておりますが、大体皆さん袋ビニール袋に入れてそこのバケツに入れて蓋を閉めて、そのままお帰りになったというふうには聞いておりますので、別にバケツじゃなくても、ビニール袋でも入れて物さえそこにまけていただければいいのかなというふうに思います。持ち帰ってその袋を洗えばもう1回使えるわけですからその辺は心配ないのかなというふうに思います。ただこれを全町民ができるかっていうのが

大きなネックになりますので、ごく一部の方だけが協力してくださったとしても当然、ごみの量としては成立しなくなりますのでやるのであれば本当に大規模に皆さんのご協力を頂かないと、本格的な稼働っていうのは難しいんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうなんです。主婦が想像したときに、これは相当の覚悟と継続する力が必要だなって思うんです。私も大崎町さんの動画見さしてもらいましたが、冷凍庫に入れて冷凍して持っていくとかね何かいろんな工夫なさって、いやこれは継続するのはとても覚悟が要ると本当に思ったのですが、この今の現在のね可燃ごみの収集処理ってのはもう燃えるものだったら何でも持ってきてっていう状態じゃないですか。そこから今度生ごみは別にしますっていうことになったときに果たして皆さんのご協力とかご理解頂けるのかなってすごく懸念いたします。で、その点について今町長おっしゃったですけど何か作戦というか策とかないですかね。半分ぐらい収集できればいいみたいな感じなんですかねイメージとしては、どうなんでしょう。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 問題を解決をさせて事業系のごみまで処理をしようとする、半分では多分できないだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私の立場としてはこれは進めていただきたいということなのでございます。なので住民の努力を絶対取付けたいって思うんですけれど例えば、今の時点でも分別のごみのときとかお当番がいるじゃないですか。場所によってはね、お当番いないで置いてくれみたいなのところもありますけれど、既に現時点で高齢化や人口減少などによってお当番がきつってという声聞きます。そうすると、またここに一つ手のかかる分別が増えてくるんですけどこれ何かこう皆さんの協力を得られるような作戦を私は考えたほうがいいのかなってすごく思ってるんですけれど私が考えるのは、動画とかその勉強会のときですね町長さっきおっしゃった消費生活研究会の方々、皆さんが積極的に参加なさっていて、彼らはもう本当にすごい意識が高くて、先日も社協の触れ合い広場のときに多くの方が消費生活研究会の方々が様々なカテゴリーで参加なさっていてとてもいきいきと活躍なさっていたんですけど、そこで私は何人の方の方にこういう、今堆肥化実験やってるじゃないどう思っている話を聞いたら、いやいやもうすぐにでもプラスチックも始めなさいと、プラスチック類の分別もすぐ西伊豆町は始めたほうが良いよっていうふうにならぬように逆にお尻をたたかれる

ほどだったんです。私はこの方たちのご協力を仰げないのかしらってすごく思うのですがその辺は検討いただけないですかね。彼らならやってくれそうな気がするのですが。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは一般質問の時になる申し上げておりますけれども、言うはやすしなんです。やるのはですね本当に難しいんですよ。なので広域ごみ処理施設をですねつくるなどかっていう方いらっしゃるんですけども作らずにごみ処理のことを考えてごみの減量化、確かに言ってることは美しいんですけどもごみの減量化って本当に難しいんですよ。これは主婦は分かるんです。やってますから。あなたたちはいいのかもしれませんが。ただそこに意識を向いてない方からすると面倒くさい限りなんですね。なので本当に多くの方がご協力していただかないと当然できないことですから、町単独では無理だと思いますんで実際行うに当たっては、消費生活研究会含めですね、女性会、今ちょっと女性会は少ないんですけどもそういう主婦の方にもですね、協力をしてもらわないとできません。また今議員がおっしゃったようにご高齢の夫婦であったりとか独居の方も当然いらっしゃるわけですから、その方たちにもですね分別で生ごみや生ごみで回収しますっていうのが本当にできるのかっていうことがありますんで、最悪できない方はしょうがないですね、いつもの回収のところで入れてもらうしかありませんけども意識的には、地域循環共生圏とかSDGsという観点がありますんでまずはできるところからお願いをしなければいけないとは思いますが、量的なもので考えると協力してくれる方だけの生ごみではできないということは事実です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうなんです。もう実は言うはやすし行うは難しということを私原稿に書いてきたんですけど、その前に町長おっしゃいました、本当にそうなんです。なので、彼女たちのご協力ってのは別に彼女たち何やってもらうということじゃなくてちょっと相談に乗っていただいてねどうやって町で進めていったらいいんだろう、おっしゃるとおりもう主婦は割と感覚的に分かるんですけどもう本当に性別であるとか年齢層であるとか、カテゴリーによってもう温度差すごくあります、こういう問題は。なので少し相談に乗ってもらっても、西伊豆町はかっこよく分別進めてごみの減量化再資源化ってのは進めていきたい、いってほしいと思いますのでぜひ進めたい、進めましょうというところでございます。さて生ごみから堆肥化をつくるっていうことなんですけど、出来上がる堆肥は導入した生ごみと草木チップ同量の草木チップの総量の約60%ぐらいになるっていう説明を受けています。さてこの出来上がった堆肥の行き先ですね、この出口について伺ってみたいと思います。将来堆肥化

を推進するっていうことでございましたけれど、このできた出来上がった堆肥まだ試験の結果を見なくて分からないとおっしゃいましたけれど、何か構想はありますでしょうか出来上がった堆肥はどういうふうにするのかということ、構想があつたらお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 構想はあるかというご質問ですけど、正直現時点ではちょっとまだ具体的なことは決められておりません。成分検査もできておりませんので、具体的な準備というのもまだできていない状況でございますけども堆肥は元肥として使われるのではないかというふうに想像しております。何ですかね化成肥料の代替になるようなものではないと思います。本格的に稼働した場合には大量にできますのでそれがさばき切れるのかっていうのが1番の課題かなというふうに考えております。大崎町さんの場合は、近隣に大規模農業を行っている企業さんがありましてそこで需要があるということですが、当町の場合はこの伊豆地域ですね、そういったところがないので引き取ってもらう先を探すのは大変なのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。その出来上がったものを売ろうと考えるとすごく難しいですよ、製品として一定の質であるとか成分をちゃんと維持しなくちゃいけないということもありますし、法律もありますもんね。費用の法律とかありますから。これはもう担当の職員さんに聞いて法律との調整が結構難しいんですって彼ら言ってらしたですけど、その辺りはすごく難しい問題だと思います。ただ、ただこれをやろうと思っているときに出口はしっかりちょっと考え準備しておかないと私はいけないと思います。そのままどこかに置いていたり捨ててしまったらそれこそ産廃になってしまうと思うのでこれ考えたいと思うんですけど私ちょっとざっと計算してみたんです。現在当町のごみの収集力が収集量が年間約380トン生ごみね、生ごみの収集約380そのうち仮に200トン分別されて出たと計算してみました。同量の草木チップを投じて出来上がってくるのが掛ける60%240トンの堆肥が出来上がる計算になりました。町内で牛糞を扱っている店舗2店舗にちょっと伺いに行ってみたんです。そしたら何とこれ偶然なんですけど両店合わせて年間に230トンから240トンだっていうんです。いや同じこれ本当に驚いたんですけど、これ、これ堆肥ができて質の良い堆肥をつくることでできて売ろうとしたらこれは完全に民業圧迫になっちゃいますよねって伺ったら、いやいや成分が全然違うので構わない質の良いものができたらかえってこちらで仕入れますよとまで言ってくださったんですけど、だからその辺のところはちょっと安心したところではござ

います。でも、でもですよ、やはりねこれだけの量になると先ほど町長おっしゃいましたように域外に搬出して売ろうなどということを考えますと、やはりコストのことであるとか二酸化炭素の排出ですね、これはとても気になります。ですから出口をしっかりと考えていくというのは私はとても重要なことだと思います。とはいえね、この試験から始まってこの生ごみを堆肥化するというのは利点が多いのは絶対事実です。近い将来ね、下田の広域ごみ処理施設が稼働を始めてもそこに持っていくごみの量は減るわけですから確実に。すなわち運搬コストと排出ガスが減るわけです。西伊豆町におけるリサイクル率は向上します。一方、農業にとっては有機栽培肥料代の削減土壌改良またこれが稼働した場合には、その設備における雇用も創出するかもしれません。何より町民との協同によって循環型社会への意識を醸成することが私はできると思います。なのでこれは何とか成分のこととか調整して私は実現していただきたいと思うのです。もう本当に実験結果が待たれ試験の結果がね待たれるところでございます。ぜひお願いしたいと思います。次に、私はお魚のあらについて伺ったわけですね産業廃棄物としての。先ほどの町長の答弁では、環境省と相談してというふうにおっしゃいましたけど今回のこの堆肥化試験では産廃の魚のあらを入れてみたいって言ったら県の許可がおりなかったって聞いたのですがこれは、やはりその産業廃棄物と一般廃棄物のところっていうことで許可がおりなかったのでしょうか。そういうふうに聞きましたけど。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） こういうのは産廃処理はまかりならんということでしたので、一般廃棄物であれば許可はおりるということで一般廃棄物と混ざり合わせて実験をするということであればいいというふう聞いております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 産業廃棄物はとても難しいんですね。廃棄物処理法の遵守がかなり厳格に義務づけられていて適正処理が求められるということで今回も実験できなかったということですよ。で、でもだがしかしですね今回の試験では事業系の魚のあら、ごみの魚のあらを入れたら分解がとても早いと聞きました。とてもいい肥料になると、なりそうだと私は思うのですが今の時点でもこの魚のあらは外に運んでいる域外に運んでいきますと業者さんの負担も大きいですし搬出に燃料を消費するのであれば、町長おっしゃるように循環型社会とは整合性がとれなくなっています。西伊豆町には、一般廃棄物処理基本計画があります。この試験が、結果が、いい感じで可能であるというふうになったときに、ここの一般廃棄物処理基

本計画のところには何とか町内の産廃で出た魚のあらの処理をこの計画に入れ込むなんてことは絶対できないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） はい。事業を進めていくということになれば町が必要であると認める産業廃棄物の処理として計画の中に明記することであれば可能と考えております。廃棄物処理及び清掃に関する法律などにも町が一般廃棄物とあわせて処理することが可能であるとありますので、処理することはできると考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） てことは、今のこの一般廃棄物の処理基本計画に明記することによって魚のあらの町内処理が可能ということによろしいですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 問題なくできると思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） すごく朗報だと、朗報ですごくうれしいんですけど今ですね、町内の魚のあら産廃としての魚のあらですけど1件の水産業者さんはご自分で運搬して沼津の中間処理のところへ持って行って、もう1軒の生産業、水産業の方は収集運搬業者の登録をして廃棄物ですね産業廃棄物の収集運搬業者の登録をして、町内4箇所の水産業者の分をまとめて沼津の中間処理業者まで輸送していらっしゃいます。大体年間400トンから500トンぐらい運んでいるというお話を伺いましたけど、これ全部いけるんですかね。一般廃棄物として、

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その辺がですね、一応条例を改正してできるっていうことになればできるんですけども、今議員がおっしゃったようにですね、400から500トン一般廃棄物が何トンかっていうことなわけですよ。もし一般廃棄物のほうが少なければこれは産廃ですよっていう指摘は当然受けますので、私が冒頭先ほどから答弁をしているように量が問題ですと一般のご家庭もしくは事業系とはいえども、飲食店さんは一般で出てきますんでその量がこれよりも必ず多くないとどちらが主か分からなくなるわけですよ。なので、ただ400、500トンで相当な量ですから相当な量を本当にご家庭から集められますかっていう問題がありますっていうのは私がさっきから言ってる問題です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） うん。難しい気がします。でじゃあ例えばね量のバランスがあるから
とって産廃今の魚のあら半分引取りますよって言ったところでそれはもう今やってらっし
やる方々にとってはもう迷惑以外の何物でもない。残りの半分はどうするんだってやっぱり
沼津に運んで引き取っていただくしかないってということになりますから、それだったらその
手数料とか処理料とかって収入が減った分、減ったけれどもいかなくってはならないとい
うことになってかえって非効率な結果になります。ですから、引き取るなら全量引き取る、引
き取らないなら引きとらないというふうにしなくちゃ彼らにとってもご迷惑かかることにな
りますよね。私が思うにはですねこれ何か模索していただきたいって思うんです。魚のあら
って絶対いい肥料になるって思うんですけど、以前この前全協のときですかね、この堆肥魚
のあらの話が出たときにかつて田子でやったことがあるよっていう話が出ましたよね議員の
間から出てちょっとそのことを調べてみたんですけど10年ぐらい前ってそのときおっしゃっ
たけど、とんでもない30年ぐらい前の話だったんですけど、田子の漁協でですね、魚かす魚
かすの処理場をつくったそうです。漁協さんはそのときですね、県から産廃処理の許可とっ
てそして補助金を得てですね4,000万ぐらいかけてこれは堆肥ではなくて資料ですね、餌、餌
として魚粉をつくるということをやったそうなのです。でも補助金得ましたから機械も買
って設置もしてやったのですが、これがとても難しい。やってみて均質なものを、何か食物残渣
も少し入れるらしいんです。そしたら中からチョコレートが出てきたりとかね何かとても難
しくて、とてもその組合レベルで質を管理したりすることはとてもできるものではなかった
っていうのを当時ご存じの方がおっしゃって、もうあつという間に諦めちゃったんだって
いうお話をなさっています。魚のあらを処分するって考えたときにやはり1番最初に一般的だ
なと思うのは魚粉、魚粉ですよ。魚粉でそこからもう一つ油が出てくるとこの辺を考える
んですけど、これは装置にとってもお金がかかる。そしてランニングコストもかかる時間もか
かる。やっぱり出来が悪いと何回も回さなくちゃいけないんですって。だから時間もかかる
人工もかかるということで、これはやっぱり今から西伊豆町でこういう機械を導入して魚を
処分したい魚粉をつくりたいというのはちょっと現実味はないような気はするのですが、堆
肥として魚なら何か処分できないかなと思います。それは堆肥をつくりたいとかっていうん
ではなくて地域の企業さんを支援してあげるという視点で、今やはり大変じゃないですか、
冷凍庫に保管してそしてそれを沼津まで運んでということで大変なので、これCO2の削減
のことも考えると現時点では沼津の中間処理業者さんはもう既にそこで魚粉をつくることは
やめてしまっていて、そこでもう1回積み替えて千葉県工場に持って行ってほかの産廃処

理業者さんのとこに持っていったらそうです。とても輸送コストもCO2も、輸送コストもかかりCO2もたくさん入ってしまっているという、極めて望ましくない状態になっているので、この産廃のところは堆肥でいいと思うので少しく地元企業さんを支援して差し上げるという視点でもって少し検討して何か模索する条例変更か何か、模索していただきたいというふうに私は考えております。ご検討くださいませ。さて、バイオマス発電のございます。先ほど課長が説明してくださいました。もうすごく難しいんです、バイオマス発電が。伺いますと、結局あれですね、化石燃料のかわりとなるバイオマスで発電しようということですね。これはガス化発電という方式ですね。ガス化にして発電する、間伐材をチップにして機械に投入して熱を回収発電をするっていう小規模木質バイオマス発電ということですね。この事業体を来年度って先ほどおっしゃいましたけど、いつ頃立ち上げるというのは、具体的なものは出てるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 当初の予定では今年度の11月までに協議を済ませてですね、年度内に商社を立ち上げたいということで進めてまいりました。しかし導入を検討している発電設備というのが、外国製になります。円安が調達額に大きく影響しているという状況でまたインフレも進んでいるということもあり、収支の見通しを再検討することになったことからその検討期間というのを来年2月まで延長させていただきたいということで、援助をしているところです。したがって商社の立ち上げ自体はですね、来年度の早い段階で7月頃になろうかと思えますけども、その辺りにできればなということで考えております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（星野浄晋君） はい。午前中の最後のところでうちの担当課長が商社の立ち上げが2月というような発言をしたかというふうに思いますが、これはあくまでも今の構想で3者で

秘密保持契約をしておりますので、中身は告知することはできません。ただ、一応庁舎をつくりましょうということで話はしてますけども、中身は確実に決まったわけではありませんで、2月に商社ができるというわけではないというところで、ご理解を頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） では続けさせていただきます。木質バイオマス発電のところでございますけれど小規模でやるんですよね。先ほど休憩中に課長がこの小規模ガス化発電は120キロワットということですよ。ということですよ、このぐらいの規模ですと、かなり供給先に近いところに、いわゆるフットワークいい感じで置いておいたほうがいい気がするんですけど今のイメージとしては、町内に幾つぐらいつくるなんてイメージはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 小規模バイオマス発電このガス化方式の最も普及している規模の大きさというのが1基当たり40キロワット程度、40から50のらしいです。当初では、40キロワットのやつを3基なので合計120程度を想定してやっております。すいません、先ほどの資料の説明のときに私1,200キロワットって言ってしまったと思うんですが、そこは訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 3基つくるって今おっしゃいました。場所などはそこそこ候補は上がってるんでしょうか。供給先に近いということになると先ほど熱のところ、温泉を温める何かそんなようなこともおっしゃった記憶がございますがそういうところに近いところにつくるという、構想なのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） これもまだ決定ではなく構想段階ではございますけれども、2基は木質チップを製造するところにつくって木質チップの乾燥を発熱したもので賄いたいなど。もう一基は、下方施設ですね、温泉の下方施設みたいところの近辺にできないかというところで構想しております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。FIT売電をするということでございますが、そうしますと先ほど課長の説明を頂きました森林整備で得た端材を使うに限るってことですよねFIT売電をしたい場合、そうすると40円というとてもいい金額で買っていたけるんですけど、これを安定的に発電するってことになるこの間伐材等を使った木質

バイオマスこれが安定的に確保できるかというのが大きな問題になると思うのですが、今の町内のこの状況で安定的に入手できるというふうには考えておいででしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今のやっている森林整備などで出てくる間伐材を利用してこれらを稼働させる目一杯が今3台、要は、4台5台っていうことになりますと当然、その分木材が必要になりますけどもうちでは今そこまで供給する能力がありませんので発電ありきではなくて、出てくる材の量に合わせて設置をすると3台ぐらいだろうという状況です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうしますと3台ならば現在の状況で間伐材、木質バイオマスの提供は確保できるというようなことって理解いたしました。そもそもですねこの6次産業化プロジェクトでは、産業の振興及び雇用や交流定住を推進し、循環型社会を構築するということを目的としています。この事業では新たな雇用定住は見込めるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 林業を活性化させることで林業に携わりたいと思う方のまた燃料のチップ化やですね、発電施設の維持管理も当然人員が必要になりますので携わる方の雇用の創出にも寄与するのではないかというふうに考えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。ありがとうございます。この持続可能な循環型社会をつくるためということで、循環型経済をつくり上げて地域を活性化するというのが本来の目的だったと私は認識しております。第4次循環型社会形成推進基本計画の中でもですね、バイオマスの地域内での積極的な利活用というのが太字でうたわれています。で再生可能エネルギーの変換もこの中で大きな柱の一つとなっています。まさにこのバイオマス発電というのはぴったりだと私は考えます。町ではですね今年度ちょっと長いんですけど、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を得て、地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業を始めました。そこで再エネ導入戦略策定委員会を発足していますね。トビムシさんもこのメンバーに入っておいでだと私は聞いておりますけれど、ここのこの委員会の中でですね我が町における再生可能エネルギーがどのくらい可能性があるのか、どうやったら脱炭素を目指せるのか、ここではカーボンプライシングも、先ほど高橋さんのときに話題になりましたカーボンプライシングも視野に入っていると聞いております。再エネ導入の検討を始めたというふうに聞いておりますが、これは今を生きる私たちが次世代に責任持って

引き継ぐ社会その構築をぜひこの委員会のところで目指していただきたいって私は切に切にお願いして、今後期待してこの質問については終了して次に移りたいと思います。最後の質問でございます。ここまで生ごみの堆肥化、バイオマス発電、そしてごみの減量化再資源などを伺ってきましたけれど先ほども申しましたように西伊豆町は住民の意識が高いです。これ広域の議会のほうに言っても何か他市町の感じをじっと見ていると、うちの町民の住民の方意識が高いなと私は思うことが多々あります。協力してくださる方も存在します。そうしますとですね最後に広域ごみ処理施設のことを私は先ほど伺いました。西伊豆町から何をどのくらい運ぶかという問題になります。町長の答弁でもひょっとしたら3回収集する必要性なくなるかもしれないというようなこともおっしゃってました。分別を出しやすい環境にしていきたいというふうに述べられましたけれど処理するごみの計画量でありますとか品目などは、現在の南伊豆地域清掃施設組合の中で検討されていると思うんですけど、現時点ではごみの分別や収集について広域ではどのように考えているのでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 今まだ具体的な協議はされておりませんが、今年3月に作成しました基本計画の中では、各市町で処理しているごみは全て受け入れるとありますのでそれを基本にしてこれから話し合っまいります。プラスチック製品の再資源化につきましては、近いうちには必須項目となってくるかと思われまます。このほかにもより多くの資源化に取り組むことによりできる限り下田市へ持っていくものを減らすことを考えていかなければならぬと考えております。広域組合での方針品目等が明確になりましたら、議員の皆様には改めましてご提示させていただきます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうです。プラスチック類は最後の難題として残っていると思います。先ほどおっしゃいました基本計画のところですけど、その前の基本構想のところでも恐らく焼却施設の規模を決めるときの算出の基礎になっていると思うのもう数字が出てございます。西伊豆町のごみの総排出量は令和2年に3,800トン恐らく、この辺の数字を算出の基礎に焼却施設の規模を計算しているんだらうと思うのですけれど今ですね、分別資源化をより多くしていくことによって明らかに運ぶごみの量は減っていくと思います。そうしますと、今から新設整備するこの施設の規模でございます広域ごみ処理施設ですが、その規模感に影響することになるとお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 分別品目に増やしていくことによって当然、可燃ごみが減ることになりますので整備計画が具体化していない、これ行くと昭和6年の早い段階ということであればごみの投入、すいません、令和6年度の早い段階であればごみの投入量を見直すことができますし焼却施設の規模にもそれについて影響すると考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうするとみんなの努力、住民の皆さんの努力によって焼却施設の規模は少し縮小するかもしれないというふうに認識してよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 認識してよろしいですかという質問されると認識してよろしいとは答えられません。というのは壇上でも答弁させていただきましたけども、うちの場合は観光事業者さんから出るごみも一般廃棄物として受入れております。当然、コロナ後観光がですね、インバウンドも含めて回復していきますと西伊豆町のみならず当然、下田もホテル旅館さんたくさんありますんでそういったところのごみが増えてくる可能性もあります。そうすると、住民の方が一生懸命やったとしてもそこから出てくるごみが減らなければ当然量は同じになってきますんで1番難しいのはそこにあります。なので、ごみを受入れても燃やせないっていうことは当然できませんので、最大値を当然つくらなければいけないのでそれを含めて議員がおっしゃったように3,200トンベースに計算はしておりますけども、一概に分別が進んだからといってそれが半分とかっていうようなことは言えない。なので、できますかというふうに言われるとなかなかそうですねということと言えないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうです。最大値で考えるというのは私も知っていました。はい、分かりました。でも量が減ってもそこまでは耐えられるという量はこの前ねごめんなさい、ちょっとメモしてありませんけれど、少し減っても大丈夫だというそういうつくりになっているということは聞いております。で、この西伊豆町ですね10月6日の臨時会で広域ごみ処理事業から脱退し、ごみ減量資源化事業の推進を求める請願が出されました。これは、結果的認識の違いがあって否決されたのですが、経費の節減であるとかごみの減量再資源化を進めるということは、思いを同じくしているところでございます。彼らの気持ちというのは3R、循環型社会、低炭素の実現であったと私は考えています。もはやですねこの人口規模になると集約化して、1箇所建てるとのはやむを得ないと私は考えておりますので、でもその

状態で減量再資源化の努力を最大限する、できるだけ運ぶのを減らす努力をしたいと。西伊豆町もそれを推進していきたいと私は思います。ですから、稼働が11年を目指しているということでございますけど、そろそろもう練習を始めちゃってもいいんじゃないのかなと思うんですけどそんな練習はしませんか。もっと分別品目を増やすという意味でございますがいかがでしょう。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 広域のほうの計画に沿ってやらなければならないというのが第一だと思います。今西伊豆町でまた品目を改善してってということになりますと、広域との都合とか調整がつかない可能性もなくはないと思いますのでそれをちょっと慎重に行動していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。先ほどから言っておりますけど、言うはやすし行うは難しでございます。一朝一夕に分別ができていくとも思えませんので、そういう心構えというようなことは何らかの形で普及活動とか皆さんに知っていただくというようなことを私はしていくべきだと思います。さて、今日私はですね、この地球温暖化をとめる持続可能な地域にするために徹底的な資源循環の実現した循環型社会を目指そうということをテーマで伺ってまいりました。今ここに住むこの私たちにできることの一つですね、廃棄物の適正な処理、行政にはその仕組みを整備してもらいたいと考えます。そして循環資源、再生可能資源を活用し生産性の向上、低炭素化ひいては地域の活性化を目指していくものでございます。先ほどですね、食物残渣堆肥化の話でございますけれど大崎町から勉強して、そして視察に行ったことによって気運が盛り上がって今日に至っています。でも大崎町さんには焼却施設がないんですよ。そこから始まってらっしゃるんですよあそこはね。なので、あのような徹底した分別堆肥化しているという事情があります。でも当町には焼却施設があるんですよ。加えて言いますと、生ごみはバイオマスなので焼却してもCO₂の排出にはカウントされないんですよ。バイオマスなのでともと。なので、これそんなに実はCO₂削減に努力しなさい低炭素化に努力しなさいって言われたときに、そんなに頑張らなくてもいい項目なんです実はね。生ごみのところ、さっきから出口が問題だって私は1番大きな問題だと思ってるんですけど、そんなに大変だったら頑張らなくてもいいんじゃないのって実は私思ったんです。それをこの話をしたらね、担当職員に言ったんですよ。そしたらね彼ねなんて言ったと思いません。循環型社会を目指したいっすって言ったんですよ。質のいい堆肥をつくって農業に使っ

てもら、休耕田を減らす、そしたら農業従事者が増えるかもしれないでしょ農業に従事する移住者が来るかもしれないでしょって担当者私に言ったんですよ。私こういうすごい弱くてねこの堆肥化とかごみの分別とか低炭素化と数々の課題があるんですけどやはりね、気候変動を考えるとね挑戦しなくてはいけないんだなって思います。I P C Cの第6次報告では、このまま温暖化対策をしないと2100年には世界の平均気温が約5度ぐらい上昇するという結果が出ています。2100年って途方もない先のことかと思いましたが今の高校生はまだ生きてる可能性があるんですね、90何歳っていうことはもう今の高校生以下の子たちは生きてるんですね。これは大変な責任だなと私は思いました。私たちの責任は重い。みんなで知恵を出し合ってみんなで協力しながらこれを克服していきたいというメッセージをお伝えして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時24分

◇ 5番 芹澤 孝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） 早々に質問に入りたいと思います。

1. 自家用車運送について。

(1) 賀茂小学校スクールバス運営について。スクールバス運行形態は、令和2年施行の事業者協力型自家用有償運送に該当すると考えます。事業実施主体である町は、持続可能な事業にするにはどのような点に留意して運営する考えか。

(2) 福祉有償運送について、現在行われている福祉郵送運送の現状及び今後の動向についてはどのように考えているか。

(3) 許可登録を要しない運送について。町内にも買物支援運送を行っている団体は幾つかあるが、外出全般の移動支援運送を行っているのは社協に委託して令和4年度より開始した大沢里地区だけだが、当該地区の活動はどのような状況か。町内における許可登録を要しない運送の展望についてはどのように考えている。

2. 介護用品事業について。

(1) 紙おむつ支給事業について。2020年に、国は紙おむつ等支給事業を介護保険の任意事業として2020年3月まで継続することを決めたが、任意事業としての継続は否定的である。紙おむつ支給事業の今後の取組についてはどのように考えていますか。以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の自家用車による運送についての(1)賀茂小学校スクールバスの運営についてでございます。こちらの賀茂小学校のスクールバスの運行につきましては、無料でございますので議員がご指摘する事業者協力型自家用有償運送には該当しないことを確認しております。

次に(2)の福祉有償運送についてでございますが町で把握している福祉有償運送の届出を行っている事業者は、社会福祉協議会のみでございます。運送内容についてはバスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方、主に要介護者を対象に病院への通院等で輸送を行っております。今後の動向についてでございますが現在、各事業所で実施されている運送サービスの状況としまして、人員や車両財源等の課題があり現状維持するのが精一杯で事業の拡大は難しいというふう聞いております。町といたしましては、新たな法人等が福祉有償運送の届出を行っていただき事業を実施していただけるとありがたいと思いますが、今後も厳しい状況が続くと思っております。

次に(3)の許可登録を要しない運送についてでございます。大沢里地区で実施しております生活支援事業生活応援クラブの状況につきましては、令和4年度の実証実験を得て、令和5年度4月より本格稼働をしております。この事業は、住民互助による生活支援事業で買物等による移動に車両を使用しておりますが、運輸支局の許可登録を要しない運送で実施しております。登録者は、「お願い会員」が11名「お助け会員」が23名で運営されており、4月から10月までの実績では延べ利用者は70名延べ利用回数は91回利用時間は73時間40分で、そのうち車両を使用した利用回数は54回ありました。許可登録を要しない運送の展望について

は、令和5年度は宇久須地区での座談会から開始し大沢里地区で実施しております生活支援事業を拡大していきたいと考えております。ただし、大沢里地区も最初の座談会から約2年半を要しており、宇久須地区においても一朝一夕には成立しないと思われませんが、実現できるように続けてまいりたいと思っております。

次に大きな2点目の介護用品支給事業についての(1)紙おむつ等支援事業につきましては、現時点で詳細は決定しておりませんが終了ではなく継続する方向で考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ町長、今1番最初の運送については事業者協力型ではないと言われましたけど、それってどういう根拠で言ってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 事業者が直接お客様からお金を授受しなければ、事業者協力型自家用有償運送には該当しないということを静岡運輸支局に確認済みということです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そうですか。何か私が見た資料では、市町村が自家用車をね購入してそれで運送する、そしてその委託を運行事業者に委託するということは事業者運送型有償運送だっということが書いてあったんだけど、そこで事業者さんというか運送へ確認したってことであればね、この運送の形態ってのはどういう形態になるんですか。名前は。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） この委託料の支払いについてはですね、運行にあたるスタッフの人件費と管理料になりますので、こちらについても確認したところ問題ないということを確認しております。で、今回のスクールバスの運行につきましては無償ということでございますので、許可登録を要しない輸送というふうになります。ですので道路運送法の適用範囲外ということをご理解頂ければと思います。以上です。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それ何か、私のあれが全然狂っちゃうんだけど、有償って局長言いましたよね。許可を有しない有償運送、有償運送ってことになれば、許可登録が必要なわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、無料ですから該当しないということをお答えしてありますので当然有料であれば該当するんだらうというふうには思います。ただ議員の今回の通告は賀茂小学校のスクールバスの運営については無料ですから、該当しないということでお答えをしているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それは運営局に確認したってことであればいいでしょう。しかしですね、自家用運送は一応委託するわけですよ。事業者からね。その場合、説明でもあったように協力事業者及び運行管理者とか整備管理者を選定するってことを言ってたけど、その場合きちんと安全運行が重要視されるわけだけどこれ当然その場合はですね、委託するにしても、あれですよ、管理体制っていうことから白ナンバーであってももうアルコールチェックとか義務化されてるわけですよ。毎朝行うその運転士さんのチェックってというのは、セルフチェックってことは許されてないわけ、誰がその場合ね、安全チェックってのはするんだと、もし緊急とか、緊急ってことだよ。通常ね、そういうことについてあれですかね。これ突き詰めて話し合っていく必要があると思うけど事業者と。そういうことについては検討してるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今議員のご指摘のとおりですね、そういったことは必要になるかと思えます。先ほど道路運送法の適用範囲外であるというふうに申し上げましたが、今回の運行業務の契約の仕様書の中でですね、そういった道路運送法に基づく整備管理者であるとか運行管理者の選任というものを業務概要の中に定めておりますので、当然、アルコールチェック等も選任していただいた運行管理者に行っていただいてチェックを日々するというところを実施していくということになります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） セルフチェックは許されないってわけですよ。それで事業者協力型じゃないって言うけど自家用運送許可登録は要らない、必要ない運送だって言うけど、それは有償運送に基づいてってことがあるわけですよ、従ってってことはそれを準用するっていう決まりがね。それからすると、さっき局長言われたけどセルフチェックってというのは許されてないってわけですね。セルフチェックっていったでしょ、言ってない。その体制はちゃんとしっかりしてるそれでその点についても事業者決まってるんですか。決まってない、決まってないにしてもその点については十分に突き詰めていってほしいと思うんですけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その点は先ほど局長が答弁したように、仕様書の中にしっかりとそういったものが書いてありますということは答弁してるかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 有償運送の場合ですね、事業者っていう国土交通大臣が決めた保険額が対人8,000万か対物物証200万以上に共済の加入義務があるわけですよ。市町村による自家用運送、自家用有償じゃないって言うてるんだけどここちょっと疑問なんだけど市町村による完全に運送する場合は、この共済の加入義務がないとされてるわけですよ。しかしですよ、先ほどから言いましたようにたとえ許可登録が必要な運送であっても、道路運送法のガイドラインに沿って事業を進めるってことは決まってるっていうか当然なことなんですよ。運輸省あたりもこれに沿って、進めるということは言うてるわけですけど事業者がね、事業者に対して特段な負担とか事故が起きたときに事業者が損害賠償を負わせるなど自動車運転手にね、そういうことをガイドラインとしては言うてるんだけど、それに対して町は自分たちが主体になってその事故が起きたときの損害賠償をなさいよってことを言うてるわけですけど、その辺については損害賠償とか事故に対するね、体制っていうことはどのように留意してまたそれに備えているか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 先ほど来申し上げますように、今回のやつは有償運送には当たらないと道路運送法の適用範囲外であるというのがまず前提にはありますけども、そういった中におきましてですね、今議員がご指摘される損害賠償責任とかっていうのが発生する可能性はあるわけです。そういった中で先ほども申し上げましたけども業務委託契約の仕様書の中にですねそういった記載、損害賠償義務についても記載されています。かつ自動車の保険の加入義務こちらについてもそういった契約の中でですね、そういった取り交わしを交わしていくということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、今回のスクールバスのこと場合は自家用車ということになるですね法令ではね、運送事業者と運送しようとする人また種類、数量、運送する期日ってのはまた期間区域また有償運送をする理由ってことはなってるんだけど、有償運送でないとするならね、それ譲ってだけそれ道路運送法に準じて許可登録を必要としない運送であっても準じてやりなさいってことになってるわけで、勝手に運行区域とか運送目的をね変えて運

行できるかということなんだけど、当局のこの間の説明では学生の送迎以外にも部活の遠征とかその他いろいろな目的に使いたってことを言われてたんだけど、そういういうことは認められるのかどうか。普通の福祉運送でね、運行についても、許可登録を必要としない一般のね、町がやる運送じゃないにしても、その場合においてもその地区だけってもう限定されてるわけですよ。運行区域ってのは。そういうことを考えると福祉有償じゃないって言うけど、これは福祉輸送運送に準じるっていうことがあるんでこれをだからそれを目的というか、本来の目的以外の使う本来の航路区域外に利用できるかってことを聞きたいんだけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すいません、反問をさせていただきたいんですけども、今芹澤議員はスクールバスの運行についてお尋ねなのか、たまに言葉で福祉有償運送っていう言葉が入ってくるんですけど、どちらの質問をされていますか。それによって答える担当が違うので、すいません。もう少し分かりやすく質問してください。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） スクールバスのことを聞いてるわけですよ。福祉輸送運送ではこういうことがありますっていう例を出してるわけです。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 先ほど来申し上げ申し上げておりますけども今回のスクールバスの運行につきましては、自家用有償運送には該当しないということでございますので、許可登録を要しない輸送となります。したがって地域公共交通会議であるとか道路運送法79条でしたかね、基づく登録というものは必要ないということをご理解頂きたいと思います。そういった中で議員がおっしゃる目的外利用につきましてはですがこれにつきましてはスクールバスの購入補助の中で決まりがございます。通学に支障が出ない範囲で、学校教育活動の一環として利用するということは可能とされております。したがって小中学校の課外学習であるとか中学校の部活遠征につきましては、国への届出も要らないで使用が可能というご理解を頂ければと思います。一方でですね、放課後児童クラブにつきましては、利用可能であることは県のほうには確認はしてございます。しかしながら、この場合は住民利用をといった扱いになりますので、国ですね、文部科学省のほうへのそういった届出というものが必要になります。以上です。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 事業者協力型ではないということで指定されたんだけど、ちょっと私資料持ってこなかったそこからちょっと反論できないんでそこを今日、そこは収めたいと思います。それで次に福祉有償運送ですけど福祉有償運送を行う場合はですね、道路交通法79条の自家用有償運送旅客運送を行うとするものは、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないってなってるわけですね。その登録を受けるには、申請者の住所、氏名、有償運送の種類、路線、または運行区域、自動車台数などの事項とともに運送する旅客の範囲を記載しなければならないとなってるわけです。当町の場合、この福祉有償運送の登録でですね運送する旅客の範囲は介護保険適用を受けるですね、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に介護保険第19条1項に規定する介護保険認定を受けているものとされているわけです。この2通りに幅広く福祉運送運送が行われているのかなと勘違いさせられるわけですけど、現在身体障害者については福祉有償運送が行われておらず要介護者のみを対象として行われているわけですね。法令ではね、この登録事項に変更がある場合は登録変更しなければならないわけですけど、運送する旅客の範囲として要介護者と並んで、実施してない身体障害者は依然、記載されてるわけです。最初の登録ってのが平成20年2月6日で最新の更新登録は令和5年2月3日のその前が、令和2年だったわけですけど、そのときもいずれも以降登録されてないわけですね。2020年11月の道路運送改正保護福祉有償運送の旅客の範囲、利用の区分の拡大変更が経路が変更で対応できなくなりですねその都度、協議会等も開催事前に協議を整え運輸支局等に申請承認の運びが必要になったというわけです。つい最近ですね、この河津町で自主運行バスの更新登録を失念して更新できないという不手際があったわけですけどいつまでも当町においても、いつまでも行っていない事業のね、いつまでも記載してるってのは、これは法令違反に当たるんじゃないでしょうか。それとまたこの記載されている身体障害者の福祉有償運送はなぜ行われぬの。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） まず、最初のご質問ですけれども更新ですね、自主運行バス、河津町さんの自主運行バスとですね、福祉有償運送とはちょっと区分がまた違いますけれども西伊豆町で行っているその社協さんの福祉有償運送につきましてはですね、旅客の範囲というのを介護、要介護者とそれから身体障害者として、令和5年の1月に更新申請が行われました。このときにですね中部運輸支局のほうに提出をして受理されておりますので内容に関して法令の違反はないというふうに私たちのほうは認識しております。で、対象となる方というのが障害者であったりそれから、介護保険の要介護者だったりそれが随時動きますの

でね、軽微なものによって、たまたまそのときに対象がなかったとしてもですね、これは特に届け出る必要はないということを確認はしておりますので、今回議員がおっしゃる法令違反に該当するしないかということに関しては大丈夫ということですよ。はい。それから現在記載されている身体障害者の福祉輸送がなぜ行われていないのかというご質問ですけれども実際にはですね、利用されてる方の中に障害手帳をお持ちの方もいらっしゃいます。ただその方がですね要介護者でもあると、つまりどちらにも該当する方同じ方ですけどどちらにも該当するということになります。そうするとですね、どちらのほうにも該当するんですけど介護保険法のほうが優先されるということになりますので、現在社協のほうで申請をしている身体障害者及び介護保険に該当する介護認定者、どちらにも該当しますが、手続上といえますか介護保険のほうを制度を使って運送しているというのが実情でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、福祉有償運送の対象者は令和2年の法改正で身体障害者、精神的障害者、知的障害者、介護保険要介護者、要支援者基本チェックリスト該当者その他肢体不自由、内部障害、知的障害精神障害、その他障害を有する者となったわけですね。当町の場合は、障害者の移動支援は障害者サービス保険、介護保険サービス及び町の助成により支援があるわけですけど要介護者には福祉有償運送がありますけど、要支援者基本チェックリスト対象者を対象とした確たる支援がないので、介護予防日常生活支援総合事業によるですね、福祉有償運送を私は提案したいと思います。その理由といたしましてですね、町は、身障者等を対象とした三つの運送助成制度があるわけですね。それで重度障害者交通費助成、高齢者等交通費助成、高齢者等タクシー利用助成のいずれも、身体障害者手帳1級2級の所持者療育手帳への認定者、精神障害者保健福祉手帳1級2級の所持者の身障者助成と対象助成の対象になるんですけどこれらの方は同時にこの三つの助成を受けられるわけですね。中でもですねこの重度障害者助成では1万8,000円を上限としてですねガソリン券、タクシー券、バス券のいずれかが交付されて、この使い方は自由であると。ガソリン券交付するのはこれ有償運送にも当たると思うんですけど、交通費、高齢者と女性では1,000円バス券の購入に半額助成し購入総額は制限なし。高齢者等タクシー助成利用助成では、町内でのタクシー利用料金の半額補助、補助上限回数制限なしなので障害者の方はこの三つをうまく利用すればですね福祉運送の利用者の方とほとんど遜色ないと思われるほど支援が受けられるというわけですね。それと同時に先ほど課長が言いましたけども要介護者の対象にもなるから、福祉有償運送の対象にもなる可能性があるということです。それで、要介護者は道路交通法の43条

のぶら下がりというそうですけど、介護保険を使った福祉有償運送を利用できる状況にあるわけですね。身障者介護者は、交通費助成運輸有償運送による恩恵を受けているわけですけど福祉有償運送の対象とされている要支援基本チェックリスト該当者が、当町では先ほど言いましたように確たる助成要支援者基本チェックリスト該当者を対象にした確たる助成制度がないわけです。高齢者等助成とタクシー利用助成の対象にはですね、満年齢65歳以上、免許返納者、または70歳以上または75歳以上の決まりがあるわけですけどこの65歳で免許を返納するっていう人はまれで要支援基本チェックリスト該当者はこの二つが使えるってことになると75歳以上にならないと両方も助成対象に受入れられないのかということがあるわけですね。最も問題なのはまたこの第2被保険者である40歳から60歳までの方が要支援となった場合は、免許返納までの65歳までは何の助成も受けられない状態となっているわけです。要支援者基本チェックリスト該当者を救済するにはですね、介護予防日常生活支援総合事業の運営、地域支援事業の訪問型サービスB、住民主体による支援、または訪問型サービスD、移動支援で有償ボランティアによる福祉運送を行うべきだと考えますがどうでしょうか。有償運送ボランティアによるってことは福祉有償運送とするということはですね利用者負担を軽くすることはもちろんですけど、地域支援事業で利用料を取ることで町が住民主体の多様なサービス、ボランティアの活動に奨励金者謝礼金を補助することが認められてるわけですね。と、ともに介護給付があるのでそれを財源として運営費に充てるとともにボランティアに報酬を払うわけですね、活動意欲を上げるということがある。地域支援事業で持続可能な事業としたいと思えますけどどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。まず芹澤議員がおっしゃったその訪問型サービス等のいわゆる介護保険の中でですね幾つかその区分がありまして、それらをいろいろ組合せることで多くのサービスを行っているわけです。まず幾つか事業ある中でもですね、芹澤議員がおっしゃったその介護予防日常生活総合支援事業というのがありましてそこにサービスAからA B C Dとあってありますけれども西伊豆町現状はですね、その事業が既に限度超過しているということで、まず一つそこが問題がありまして、幾つもメニューを増やしてもですね、財源的にもう助成補助がないということになりますのでそこが一つ、健康福祉課のほうとするとそこへの位置づけがなかなか厳しいというのが実情があります。それから、要支援者とそれから基本チェックリストの該当者に対する運送についてできないかというご質問があったと思いますけれども、まずもって、いわゆるこういった該当、特にですねこの議員がお

っしやった要支援者それから基本チェックリストの該当者っていうのは、比較的まだその介護保険でも軽度な方々になります。こういった方々をいろんなサービスを使ってですね、この方々がいかに現状維持もしくは現状から回復して日常生活に戻れるかというところで、介護保険法の中でいろんな事業を行っているわけです。ですので、ちょっとそのとらえ方が違うかもしれませんが介護保険のほうではですねその方々が今までできた生活に戻れるというのがまず前提にあるんですね。ですので、いろんなサービスを使うのはもちろんいいんですけども戻るとというのが根底にあります。一方で議員がおっしゃるようにそこをとらえずに便利だからとかそういうそういった方々の足がないんじゃないかということで、純粹に運送だけをとらえてしまうとこれはまたちょっと介護保険法の中とは少し考えがずれてしまうんですね。ですので、そういったこともありましてやはり限度超過の問題それから対象となる方々に対するいわゆる保険法の中でどう捉えるかというところがですね、やはり一つキーになろうかということになりますと、もちろん要支援者ですとかそういった方々は数がものすごく多くいます。ですので実際に今社協さんのほうで福祉有償運送をやってますけど、例えばこれが数百人、一度に増えるとなるとですね、事業自体が成り立たない現状でも社協が今およそ8人ぐらい対象者いらっしやるそうなんですけれども、そこでもなかなか、そこで回すだけで手いっぱいということになりますので実現はこれは厳しいというふうに思います。それから、先ほど最後のところでサービスBとそれからサービスDですね。これで有償ボランティアによる福祉有償運送を行ったらどうかというご提案を頂いたわけなんですけれどもまず、運転ボランティアの養成講座というのを町が社協さんに委託して行っております。この受講者というのが今あの38名いらっしやるんですね。今後こういった受講者をですね組織化して、地域支援事業のこの訪問型サービスの実施ということの検討も考えられます、確かに。ただ養成講座の修了者っていうのはボランティア活動として運送することを想定していますので、直ちにその組織化して例えばNPO法人とかそういったところが運営するというのはすぐにはいかないということで、仮にそれが進んだとしてもかなり時間がかかるんではなかろうかというふうに思います。もちろん組織化するっていうことはですね、町にとっても大変ありがたいことなんですけれどもそれを一体どこがやるんだということになりますね。やっぱり今の時点で核になるところが考えられるのが社協さんしかないかなというふうには今思っていますけれどもね。そういったことを考えますと先ほどの、対象者が増えることで現状運営が難しい状態でさらにこういった組織化というのもですね、なかなかすぐに厳しいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 13分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 毎度ことながら、私の質問の仕方が悪いせいで課長はちょっと受け止め方がいまいちないようで、端的に言えば私は要支援者と基本チェックリスト対象者を地域支援事業訪問D、または訪問Bで有償ボランティアを使って事業をやったほうがいいんじゃないかということです。それとして対してね、課長は地域支援事業はもう予算がいっぱいだって言われましたけど、何か聞いたところでは、これ予算枠2,200万ぐらいですか。だけど2,200万円でもこれオーバーすることは認められてるわけですよある程度ね。それと地域支援事業は町自体が主体に行う事業でありますのでその目的は先ほど言いましたように住民主体による支援であると、それによって介護給付費への低減ができるということで国の示算定基準はあるわけですけど、市町村がそのそこは自由に設定できるということですよね。研修講演会能登半島また先ほど課長も理解しておられたけど、既にもう有償ボランティアの講習を受けた方がもう既に30名いるということで、もう人員的には不足はないということでまた近々有償ボランティアの方も募集してたぞいうことがあればね、この有償ボランティアの人員というのはそんなにないと思いますよ。それで何か100人対象が100人なんてそんなに増えるわけではないんだよね。だって社協の要介護者の有償運送ではですね、令和3年のデータですけど登録者9名で利用回数144回なわけですよ。そんなに100何名も増えるとは思われません。それとまた予算的なことを言えばですよ要介護者の有償運送においては介護保険の通常通院等乗降介助ですか、これだと1回なんですよ1回当たりいくら、時間は関係ないんですよ、大体。そうすると大体これ1回大体2,000円ぐらいなんですよ。そうするとこの144回で28万8,000円ですよ。単純計算すると。だからそんなに費用がかかると思わないで、真剣にちょっとその辺は考えていただきたいと思います。次にですね、社協による福祉運送の回数は年々減少してるわけですけど、その要因は利用者登録者の自然減はもちろんですけど、受入れ側のホームヘルパーの不足があります。一時は12人いたヘルパーが、現在は6人で

有償運送を行っていると聞いています。ぶら下げという福祉運送運送は特殊ですけど運転主は介護職の有資格者であり運転講習修了者の自家用車運送となるわけですけど、この場合介護報酬は先ほど言いましたように片道いくらってことになりですね、移動の運転時間は報酬の対象とならないということで片道100円ほどだっただけ聞いています。利用者負担は1割から2割ってということになるので負担は軽いわけで、ホームヘルパーに、利用者にとっては負担は軽いけどホームヘルパーの方にとっては、あまり報酬の良い介護ではないわけですね。このほとんど運送がケアプランに従って行われるわけですけど、重度障害者の移動助成と違い日程などが自由度がないわけですよ柔軟に。ケアプランによってはもう設定されるからそういう利用者負担が少ないってことが存在価値があるっていうか、利用価値があるわけですけどできれば身体障害者の方も障害者福祉サービスまたは介護保険サービスの対象となりですね、この福祉輸送の利用者となっていただきたいわけですが受入れ側であるですね社協がホームヘルパー不足により、要介護者でさえですよ、利用登録者を積極的に増やせない状況なわけですね。今後福祉有償運送を拡充継続するためにはですよ、ホームヘルパー不足を解決することは喫緊の課題となっております。この福祉行政の主体者である町としてもですね、前介護求人率が3.7倍に対して。

○議長（堤 豊君） 芹澤議員に申し上げます。質問は簡潔に区切って質問をしてください。お願いします。

○5番（芹澤 孝君） 失礼じゃない。ヘルパーは15.5倍とホームヘルパー不足が非常に厳しい状況に既に認識して当然、介護、問題解決に動いていたことは推察できますが福祉有償運送のですね、担い手であるホームヘルパーの不足解決にどのように取り組んできたか、これからどのように取り組むのか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。人材不足というのはですね介護に限らず今いろんなところでこういった問題が出ております。で、町ではこの介護分野のですね、人材不足に解消に役立つんじゃないかと思われる情報とかあるいは民間企業が提供するサービスについては介護事業所に紹介したり、それから社協が立ち上げたですね、西伊豆町社会福祉法人と連携ネットワークという組織を立ち上げたんですけども、そこに町も参画しまして介護人材の確保に関して課題とか把握それから情報の共有化こういった解決に向けた取組を実際に検討をしているところです。この訪問介護員っていうのはですね、こういった仕事かといいますと、利用者のお宅に行って食事の提供したり排せつしたりそういったいわゆる、身体介護とかで

すね、ヘルパーがやるべき仕事っていうのはあるんですけどもね、それ以外に現状としますと例えばごみを捨てるとか、それから洗濯物干すとかね、そういった必ずしもヘルパーじゃなくてもできる仕事っていうのも実際に含まれているのが実情です。ですので、いろんなその高齢者がたくさん増えてきて介護保険利用することはいいんですけどもね、そのニーズが多様化しているということが裏にあります。そうすると限られた人材でそういったものを担うということはですね、やはり専門的な知識とか技術が必要な介護、身体介護等についてはその専門の方が行う。逆にちょっとした誰でもできるよっていうようなことについてはですね、そういった専門職ではなくって住民同士が支え合うことが必要というふうに言われてきているわけです。でないともう、地域とかその制度がですね、保険の範疇ではもう成り立たないっていうところも実際にあるわけなんです。そういった背景もあるところで生活支援ボランティアの養成などを行いまして生活応援クラブこれ大沢里でやってますけれども、こういった組織が立ち上がってみんな地域で支え合うということに取組を行ってきているわけですね。ですので今回大沢里地区です、現状うまくいってるのでこういったものをまたほかの地域に拡大していきたいということを考えております。それとですね、人材の確保の部分で言いますと、町もですね社協もいろんなことをやってるんですけど、一つ今年度です、社会福祉協議会のほうに地域おこし協力隊の方が1名入っていただいていますので、そういったところでも支援ができていますし、それから社協のほうですけれども、福祉と介護の職場体験っていうのをやったんです今年。それでよそから来ていただいた方が西伊豆町で働いてみようということで、町内です、施設のほうに就労することが決まったというお話も聞いてますのでもちろんそれは企業さんそれぞれがですね、人材の確保ってのは苦勞してますのでね、それぞれでももちろんやっていくんですけども、もうそういった状況だけに収まることはできませんので、そこは町も社協もそれから各種事業所さんも先ほど言いましたそのネットワークですね、そういった組織を立ち上げて情報共有しながら、こういった人材が足りないとかそういったものをこれからも連携していきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、私は最後にいつも結論を言ってるわけですよ。端的に言えば、ホームヘルパーは解決に向けて今まで何をしてきたか、これから何をするのか、それを聞いてるわけですよ。次にですね、自家用運送有償運送の区域を各市町の範囲とされてるわけですけど、運営協議会等を複数の市町で開催し協議が整えば互いの運行区域を往来することがで

きるわけですね。当町においてはですね、隣町にある松崎と生活圏を、密接につながっておりますね利用者の利便性を考えれば運営協議会を整えるのは必須なわけですね。ということはもう県東部では裾野市、長泉町、清水町はですね、通学通院買物等の福祉運送運営協議会を共同で開催してですね、運送区域を広げてるってことはあるわけです。福祉有償運送の利便性を増すためにですね、隣町の松崎と運営協議会を共同開催する考えはありませんか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 現在、松崎町のほうにですねこの福祉有償運送協議会っていうのがそもそもないので、共同開催という予定はございません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 協議会でなくても協議会という形をとらなくても話合いでそれは十分だと思います。ぜひ検討してください。それで登録を要しない運送についてですけど、2020年道路運送改正法により、自家用運送旅客運送の対象は地域住民または観光旅客その他該当地域を来訪するものと改正されたことで実質、大分今言われてるライブシェアが可能になったわけですけど依然、登録を必要としないですね、運送を行う理由は利用者に負担をかけないように無償であるっていうことと、活動は営利を目的としないので登録許可申請する必要はないのでそれまでの面倒な課程が省かれるなどの理由があるわけですけど、完全な無償化は難しくですね、いくばっかの有償は避けられないわけですけどこの有償を利用する移動困難者である住民の方からすればですよ、日常生活に利用するのだからできるだけ安価で利用したいということがあるわけです。その要望に対して町事業として社協に委託して移動支援等サービス事業を開始して、現在大沢里地区で限定で行われているわけですけど昨年12月から3月までは支援回数を7回と、随分少なくて事業存続を心配したわけですけど4月から10月までは81回とは大幅に増えました。この事業の必要性を認識させられました。現在宇久須地区でもですね、行うべく準備中なわけですけど開始時期は決定していないだと進捗状況は芳しくないわけです。買い物難民とされる店舗までは50メートル以上かつ自動車利用困難な65歳以上の高齢者が町内全域に存在する西伊豆町としては、この事業をですよ、町全域に外出支援として広げていくべきではないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。今の件については町としてもですね、議員がおっしゃるように町全体に広がっていければなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 広げる際、広げる考えはあるってことでいいですね。それとですねこの高齢者の外出支援ってのは負荷軽減のためにこのドアツードアって送迎が必要だと思いますけど、今行われてる場合はそれに対応できているのか。それと事故の補償を考えた場合ですね、町の補助が受けられるようにいくつもある支援活動を一本化したほうがよいのではないかと考えますけども、この二つどう思いますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。まずドアツードアですけど、これは現在対応ができております。それから一本化ですね。現在大沢里地区以外ですと既に以前から実施されている中地区です行われておりますが、これが中身がですね、やっぱり同じではないんですよ。それぞれ背景が違ったりそれからそれぞれの対象となる方は、同じような対象者ではありませんけれども運営の仕方が違ったりということで、やはりその地域地域によって運用の仕方がやっぱり違いますのでね、もちろんこれが一緒にできるということであればいいんですけどもちょっと伺ったところなかなかそこらも難しい、あまり行政が入るとですね、またこれはこれで運営にちょっと支障が出るというような話もありますので、今は既に動いてるところはそのままで運営していただいて、もちろん何か支援が必要ということであれば町もその都度対応は考えますけれども。で、これからさらに増えていくところについては極力同じような形でやっていければなというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今言いましたように、いくつかの活動が町内で行われているわけですけど、町事業としては大沢里地区だけで行ってるわけです。この計画話が出てからですね、実証実験を行うなどしておよそまあ3年ほど経過してようやく通年の運びとなったわけですけど、そして現在宇久須地区でも行うべくですね、社協が限られた人員の中でこの事業の進捗に尽力しているわけですけどその進め方には限界があり、開始時期は確定していないなど進捗状況は思わしくありません。現状ではですよ、町は委託事業として社協に丸投げしているわけですけど、この事業を早期に完成形とするにはですね、財政面、住民合意の形成、ボランティアの確保など積極的にですね協力体制をとるべきではないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） まず、財政面で言いますと議員おっしゃるように委託事業ですのでこれを委託料として社協さんをお願いしているところでもあります。これらにかかる経費ですね。例えば運行に係る車両の保険ですとか、それから大沢里地区の場合はチケットと

いいですか、ユーヒのカードで10分100ユーヒで実際行っていますけどもそういった事務的経費の部分も負担しております。それからそれに関わるシステムの利用料なども財政面としては町のほうで、委託料としてですけどね行っております。で、その事業の協議体のほうにもです。ね職員は参加しております、実際に。業務そのもの全般は社協さんのほうですけども、やはり各地域に行つてこれまでも大沢里地区でやってきたように今度は宇久須地区に今回広げてるんですけど、同じように職員もです。ねやはりそこに一緒に入って社協と連携をとりながら行っておりますのでこれは引き続き行つていきたいなというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その辺はもっと協力的にね、協力し合つて、どんどん進めていただきたいと思います。次は令和2年の道路運送法による許可または道路登録を要しない運送の対応について改正し、国は通達を出しましたが、そこで具体例として12例を提示してるわけですけど、要は、利用者が現金財産物を運転者にどこまで払えるか。その中の一部としては、ガソリン代駐車料金通行料の実費を払った場合、運送の終了後利用者は釣銭の返却を求める運転者に受け取るように申出て運転者が釣銭を取った場合、運転者が運送が偶発的に行われた場合であつて運送の終了後運送を行ったものに対して意図しない金銭の等の支払いが利用者から自発的に行われた場合、偶発的でない場合であっても例えば過疎地等において交通手段を持たない高齢者を週に1回程度近所の買物等に連れていくことに対して日頃この監査等から金銭の支払いが行われた場合、などこれは有償とみなされないで許可または登録をしない運送として認めるとしてあるわけです。しかしですよ、この支払いってことは運転者に対する支払いは常識の範囲となるけど、この通達や上限については増えてないわけですよ。また、この通達ではです。ね高齢者の移動支援は、主としてボランティア活動における送迎行為等を念頭に置き許可登録を要しない運送についてガソリン等のほかに一定の金額を収受することが可能な範囲を明確にし、関係者に周知する、この通達の目的です。ね。としていることから分かるようにです。ね、このような事業で、ボランティアの有償っていう、有償化するのはもう避けられないとしてあるわけですよ。現在利用者負担が10分100ユーヒを財源に利用者がね、利用者負担10分100ユーヒを財源にボランティアに報酬が支払われているわけですけどこのボランティア活動にすることにあれを持たせてです。ね、隆盛な活動として持続可能な事業とするにはボランティアにある程度報酬を支払うべきだと思いますけど、この現在の報酬設定についてはどのように考えてますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今芹澤議員が語る申されたようなことを解消するためにですね、受益を受ける側も10分につき100円相当額のユーヒであったりチケットをお支払いをしていただいて、気持ちですけどというものをですね。ボランティアをする側もそれ相応のものということで、10分100ユーヒを受け取るということで無償でボランティアをしてもらうのではなくて、それなりの対価が発生することによって、何ていうですかね、善意の搾取にならないようにということでこの生活応援クラブはうまく仕組み立てがされております。ただそのほかに発生するガソリン代、保険料については先ほど課長が答弁したように、町のほうから社協さんに委託料の中に入れてお支払いをさせていただいておりますので、その辺の個人負担はないように町のほうで下支えをしているというものです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長、その個人負担は軽くしてるっていうことは分かりますけど、このボランティアに払う報酬の設定はどう考えますか、今の。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然、一応ボランティアという形でございますから最賃よりも上ってということは当然ないんだろうというふうに思います。10分100円ということでございますので60分やれば600円ということですから、ボランティアの報酬という言い方は変かもしれませんが、お手伝い頂いた対価としてはそれなりのものが受入れられるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 当町の場合、登録許可をしない運送として利用時間単位で換金性のないサンセットコインに換算して利用者負担が行われてるわけですけど、これがですね、通達ではですね地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有する場合は、許可または登録を要することとなる可能性が高いとされてるわけですね。このことからすると、この支払い方はちょっとグレーではないかと危惧するわけですね。私とすればですよ、この事業はこのやり方は支障のない盛んの活動にしたいと思います。それでボランティア活動によりですね高齢者を社会参加させてですよ、活性化する、させる狙いもあるんでぜひボランティアによる運送ってのは、継続していただきたいと思うんですけど、この支払いってというか、現在のやり方に問題はないのか、支払い方に。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 問題があれば、今この制度はできておりませんので、いろいろなところと協議をした結果これでできるという確認をとっているので生活応援クラブとして大沢里地区で実証実験を終わって今年から本格稼働し、宇久須地区で今アプローチをしているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやこれはだって考えてみてください。これ商品券は駄目なわけですよ。商品券を運転主さんに払うってことは駄目なわけですよ。ということは、これもサンセットコインってほぼ商品券に近いわけですよ。そういうことを考えるとどういうふうに申請っていうか、運輸局に言ったか知らないけど、もう大変グレーだと思いますよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件については、以前全協でもお話をさせていただいたと思いますし先ほど壇上でも答弁をいたしましたけれども、この事業に関しましては住民互助による生活支援事業でお互いに会員になってるということで、法的なものはクリアをしているということで今までも説明はしているというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや水掛け論になるけどこれ報酬っていうかご苦労さん賃としてサンセットコインで払ってるわけですよ、現実。その互助会の会員だけの会費だけでは運営できてないわけです、払ってないわけです。おむつ支援事業について。この事業について国は38.5%の補助を出しているけど、事業価値の割に負担が大きいので介護保険から切り離そうとしているわけですけど、その負担、国はこっだけ負担してるんだからいうことを聞きなさいってことで国の縛り通達があるわけですけどその通達っていうのが事業期間は令和3年4月1日から令和6年3月1日第8期介護保険事業期間の間、主要要件は本人課税、第6から9段階の新規、既存利用者については対象外、本人課税世帯に課税第4から6、5段階の新規、既存利用者については年間6万円の支給上限を設けると。それで次に、2として新規利用者について高齢者の個別の状態を踏まえて必要なものに支給するということになってるんですけど、以下、それを具体的にいろいろ書いてあるわけですけど要約すると要支援を含む要介護3以下の方は、要介護認定において認定調査を確認し排尿または排便の項目において、解除または見守り等に必要とするものを新規利用者の対象とするっていうことが要約するとそういうわけなんですけど、これに対して当町のおむつ支給、老人本町支給の老人生活用具給付等事業実施要綱ではですよ、介護認定において要介護4及び5またはそれ相当と認めた

在宅介護者を介護している世帯で世帯の前年の住民が非課税の世帯支給限度額は6万円として
るわけです。しかし通達ではですね、住民税が本人課税だが世帯員は課税されていても介
護保険4から5の段階であれば、支給と、支給対象となるとしているわけです。町はこれに対
して全世帯全員が住民税非課税の世帯などとして厳しくしてるわけですが、介護度、介護
条件を支給条件を厳しくすることでね、これは国が示す要支援以下、要介護3以下の方も救
済措置がされないということだと思います。第8期期間中の3年間においてですね、国の通
達を無視した運用ですよ、この多くの支給対象となるべき方がこういうふうに見落とされ
ているのではないかと思うんですけどその辺はどうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそも国は、今期で任意事業からも手を引くということですから来
期は国のお金は来ません。各市町によって方針が変わるというものでございますから、国は
もう手を引きます。ただ先ほど壇上で答弁したようにうちはそうではなくて、継続する方向
で今検討してるということでございますので、その辺をご理解を頂ければというふうに思い
ます。また先ほど私ガソリン代については町のほうでお支払いするということ答弁をしま
したけれども、それをすると法に触れてしまうということがあるので、10分100円の対価の中
でお支払いをしてもらっているということで訂正をしていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） このガソリン代を町が補助するのは、許されてると思いますよ。それと
ちょっとこれからは継続する方向だって言ってるけど、私が聞いているのはこの8期の期間3
年間今までにだから運用を厳しくしたために、対象となるべき人を故意に振り落としてるん
じゃないかっていうことを聞いているわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 別に振り落としてるわけではなくて、もともと国のあった制度で各市
町さんが継続するのであれば、国が多少補助をしますというくくりの中で私たちはこの第8
期においては継続をしたということですから、第7期と変わらずに継続して事業を実施を
しているというものだというふうに理解しております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 担当はその辺のこと、事情は1番分かってると思うんだけどその対象
となるべき人がね、いたと思いますよ私は。それを故意と言わないけど何だ、未然か、に振る
い積極的に排除してしまったっていうことはあると思います。次にそれで要綱の運用ではで

すね支給額上限額年間6万円と、要綱でね6万円上限額6万円と書いてあるわけですよ。しかしですよ、成果説明書ではですね7万5,000円として書いてあるんですよこの第8期間中ずっと。この事業に対する理解及び姿勢に疑問を持つわけですけど、国の姿勢が市町村特別給付または一般会計の切替えまたは廃止を迫っているので熱意がなくなるのは致し方ないと思います。しかしこの任意事業は福祉の看板事業であり、多くの自治体が実施して実施しておりますねやめるわけにはいきません。当局は介護計画5期6期までは支給方法の改善に意欲的だったわけですけど、7期で国から釘を刺され現状維持となり、8期では国の言う市町村特別給付等の切替え縮小廃止などの実施を見直せとの意見で完全後ろ向きになったわけですね。それならばですよ、町長言われましたけど続ける方法でっていうことを考えてるって言われましたけど一般会計でやるか市町村特別会計でやるかはですねともかく、市町村特別会計でやった場合は第1号被保険者が100%負担となるということで令和4年度の理論ではですね、理論上は第1号保険者の保険料を124円上げなければならないわけですけど、当町としては介護保険会計を毎年1億円以上の余剰金が出ているので、保険料を上げなくても介護保険の中で吸収できるのではないかと思うわけですけど。また継続する方法としてふるさと基金からの繰入れによる一般会計で実施するっていうことが、私としては1番現実的かなと思うわけです。この事業も事業の100%を繰り入れることになるわけですけど、市町村特別給付の実施が保険料への影響を与えるっていうことがあって以前の統計ではですね、50%以上の自治体が一般会計での実施を検討しているということがあります。事業実施の財源がどこになるかは状況により変わるとは思いますけど、現状の運用は故意に排除しているとは思いません。より多くの方たちがこの事業に恩恵をする、恩恵に浴するような支給方法に改善してもらいたいと思いますけどどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員は後ろ向きというふうに言いましたけど、私壇上で申し上げましたように終了ではなく継続を検討していますということを答弁させていただきましたので、全く後ろ向きではございません。また100いくら介護保険料が上がるようなニュアンスのお話もされましたけれども、私たちは上がるようなことは今検討しておりません。逆に保険料については下がるだろうという見込みをしておりますのであまり検討の違うことをこういった公の場で言わないようお願いをしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 理論上の話です。第1号保険者がその分負担45万円を負担すると、おむつ代をね、その分を負担すると120円の負担増になるってということです。以上で終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君に申し上げます。発言時間が80分経過しましたので一般質問を終了してください。

○5番（芹澤 孝君） はい。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 2分

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第2、議案第46号、西伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第46号は、西伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第46号、西伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由をご説明させていただきます。

最初に誰もががある日突然犯罪被害者やその家族や遺族以下犯罪被害者等と言いますけれども、になる恐れがあります。犯罪被害者等は生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって間接的な被害にも苦しめられます。このような状況のもと犯罪被害者等基本法におきまして、犯罪被害者等に対する支援などに関し国、地方公共団体及び国民の責務が明記されていることから本町におきましても、支援に関する条例を制定し、不幸にも犯罪に巻き込まれて被害者となってしまった場合、その苦痛や経済的負担が軽減できるよう見舞金等を支給し速やかに支援できるようにするため提案をさせていただきたいものでございます。

それでは条例の内容についてご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。まず第1条、この条例の目的を規定しております。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定め犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。第2条は、本条例における用語についてその意味を明確にし解釈に疑義が生じないように定めております。6項目ございます。次に第3条ですが、基本理念として犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めております。犯罪被害者等の尊厳を尊重し尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、支援が途切れることなく推進し、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように十分配慮し、関係機関等が相互に連携して推進されなければならないことを定めております。

2 ページをご覧ください。第4条です。町の責務を規定しております。町は第3条に規定する基本理念を受けて、町が実施する犯罪被害者等の支援に当たり、関係機関と連携を図り施策を実施していくことについて責務が課されております。支援の具体的な内容は、第7条の見舞金の給付から第10条の理解の促進となります。次に第5条は、町民等の責務を規定しております。町民等は3条の基本理念を受けて、犯罪被害者等の状況を町民等一人一人がしっかりと認識し、2次的な被害の発生防止に配慮するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるため町及び関係機関等に協力するよう努めることを規定しております。第6条は、町が犯罪被害者等からの相談に応じるにあたり相談窓口を設置し関係機関との連携調整を図るとともに、各種支援制度の案内や申請補助などのコーディネートを行います。第7条は、見舞金の給付について定めております。町は犯罪被害者等である住民に対して、規則で定めるところにより犯罪等による被害の程度に応じた見舞金を給付することができることを定めております。規定のほうでは、遺族見舞金を30万円、傷害見舞金を10万円としたいというふうに考えております。第8条は、町は犯罪被害者等である町民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことを規定しております。次に第9条です。犯罪被害者等の居住の安定を図るため必要な施策を町が行うことを規定しております。第10条は、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活への配慮の重要性に関する理解を深めることができるよう必要な広報啓発等を町が行うことを規定しております。第11条は任意規定で、この条例に規定されている事項のほかに、本条例の執行に関し必要な事項は規則で別に定め

ることを規定しております。最後に附則におきまして、この条例の施行日は令和6年4月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 2ページの6条の総合的窓口を設置するって書いてありますけど、これはどこに設けるのか。それと8条か、7条見舞金30万円と15万円って言われましたけど、これはどこに乗ってくる、見舞金30万円と15万円。10万はこの金額をやるってことはね、どこに表示されるとか乗ってくるのか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。最初に6条の総合窓口ですが、健康福祉課となります。で、改めて窓口を設けるということではありませんけれども福祉係のほうでですね、今回そこが総合窓口として西伊豆町の窓口になります。この届出を県のほうにも一応しまして、県のほうは各市町の総合窓口を一覧でホームページのほうで掲載することになりますので、そこに西伊豆町の窓口が健康福祉課というふうになります。それから7条の見舞金ですけれども、条例の中ではなくって規則をこれ並行して今準備しておりますけれども規則のほうでですね、見舞金30万円、それから10万円それぞれ30万円のほうが遺族見舞金、それから10万円が障害見舞金ということで二つの区分でそれぞれ考えております。またその規定のほうではですねこの手続に伴っていろんな申請用紙ですとかそういったもろもろの事務的な必要なものをここに記載するというので今回この条例が通りますと、今度併せてこの規定のほうをですね、また告示して4月1日スタートに向けて準備したいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっとですね。県のお知らせっていうこのホームページがあるんですね、そこにですね、この市町犯罪被害者支援総合的対応窓口ってあるわけですよ。そこにはですね西伊豆町として防災課防災安全対策係になってるわけですよ。これは防災課でやるべき仕事ではないのか、どうなんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。どちらも関係します。ですけれども、犯罪のいわゆる起こった後の支援をやるということで、協議した上で健康福祉課が今回この担当窓口になるということで、県のホームページは今現在ずっと防災課できてましたけれども、今回この規定条例を制定した後に、町のほうは健康福祉課に変更させていただくというふうな手はずでおります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 担当課は一応は、健康福祉課っていうふうなことなんですけども今言われるように関係機関との連絡調整を図りながらいろいろやっていくんだっていうふうには分かりましたけども、8条のところにはですね、犯罪被害者等である町民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うものであるという中でですね、特に私気になるのは最近はですね、いろんな犯罪によって違うのかもしれないですけども、SNSやネット上の誹謗中傷等の行為によっていろいろ被害者等がですねいろいろなことが被害を被るとかというような事案のときにですね例えば警察じゃなくて町のほうに行った場合にどこと関係しながらですね、協議とか支援をしていくものなのかその辺のところの話っていうのは今のところあったりするものなんですか、その辺はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。様々なケースが実際にございまして、私たちがこの今回のこの条例を制定するに当たって具体的にどういったものがあるんだろうということで警察のほうにも聞いてみたんですけど、本当に様々でそれぞれにやっぱり背景がありますのでね、死亡する場合とけがを場合障害になる場合それから世帯主が亡くなるあるいは子供がということでそれぞれケースが違いますので、一概にこれというのは、絞ることはできないんですけどもただ、健康福祉課の窓口、総合窓口とすることでいわゆるワンストップそこでその被害に遭われた方々のいろんな手続、あるいはその支援それから町だけでなくいろんな機関との連携ですね、そういったところも全て総合的に健康福祉課が責任持って行うというふうな形で進めていくというふうな考えでおります。ですのでちょっとケースバイケースでありますのでね、そこはまだ具体的にこれっていうのはないんですけども健康福祉課のほうで総合的に行うというふうにご考えております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今課長が申されたようにですね、いろんな形ですねシミュレーションをしながらですね、こういうケースのときにはどここの課にあるいはこういうケースのときにはもう即警察に行って相談したほうがいいよっていうふうなところですね、そういうシミュレーションをですね、相談にこられる前に十分にやっていく必要があると思うんですけど、その辺についていかがなものでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今回は犯罪の被害者ということですから、こういった犯罪というものが特定されてというお話になりますけれどもよく芸能人の方もSNSの誹謗中傷で自殺に追い込まれたりとかですね、精神を病んでしまったりというような事案もございます。私の知り合いにもSNSで変な書き込みをされたと言ってですね、ちょっと気にされてるような方も見受けられますので、そういった場合は町のほうで法律相談などの場所もですね、これは多分窓口税務課になると思うんですけども、そういったものは開催をしておりますので、警察を紹介したほうがいいのか弁護士の方を紹介したらいいのか、一応町の役場に一報を入れていただければですね、そういった機関におつなぎすることは可能だろうというふうに思いますので、何でもかんでも健康福祉課ではなくて役場にご連絡を頂ければですね、その方に見合った部署については、ご紹介できるのかなというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページなんですけども、5条町民等の責務というふうに書いてあるんですけど、この町民の責務じゃなくて、「等」という「など」ですか、これが入っているということはどういうことを意味しているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） ここで言う町民等ですけど1ページのですね、第2条の（5）に町民等とございます。ここで定義しているのが、町民並びに町内に居住し通勤または通学する者及び事業者（町内で事業活動または広域的な活動を行う団体または個人をいう。）となっておりますので、住民だけに限らず西伊豆町に通勤で来られてる方なども含めてですね、より多くの方々がこの犯罪被害者に対してやはり支援をするための協力をしていただきたいということの意義で5条の町民等の責務というのを設けてございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第46号、西伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第47号、西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第47号は、西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは議案第47号西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

マイナンバーカード。利便性の向上のため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりこれまでマイナンバーカードに記録されていた利用者証明用電子証明書が整理され新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書、スマート用電子証明書としてスマートフォンに搭載可能となることから、マイナンバーカードの電子証明書を利用して各種証明書を公布する手続を定めた規定について、用語の改正及びスマートフォンを利用する場合を追加する改正が行われそれに伴い、条例も併せ改正したいものです。

改正の概要ですが、マイナンバーカードのＩＣチップに格納されている署名用電子証明書を使って自分のスマートフォンに新たなスマホ用電子証明書を搭載するとマイナンバーカードがなくても、スマートフォンだけで印鑑証明書等をコンビニでとることができるようになるというものです。

それでは議案書を説明させていただきます。お配りしました議案書の２ページ、新旧対照表をご覧ください。第13条の２の見出し中、現在の法律に沿った用語の改正として民間を多機能に改めます。第13条の２、現行ではマイナンバーカードを使用して申請者本人自らが民間端末機コンビニで印鑑証明書等の申請交付を、条文を改正案では多機能端末機コンビニや移動端末設備用利用者証明書用電子証明書、スマホ用電子証明書で、自らが必要な操作を行うことにより印鑑証明書等の申請交付を受けることができるように改めたいものです。第15条、印鑑証明書の不受理の場合として５号として必要な操作が正しく行われなかったとき、６号として利用者証明用電子証明書の効力が失われている時を加えたいものです。改正点は以上です。続きまして改正条文にかかる附則の説明をさせていただきます。資料お戻り頂きまして、１ページ下段をご覧ください。附則としてこの条例は交付の日から施行する、ただし第13条の２の規定は交付の日から起算して４月を超えない範囲内で、範囲内において、規則で定める日から施行するとしています。電子証明書のシステム稼働予定がまだ決定していないため決定次第、その日付を施行日として定めたいものです。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第47号、西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第48号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第48号は、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第48号西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の案件は、特別職の職員で常勤のものの給料等、期末手当の支給に関する条例の一部を改正したいものでございます。人事院勧告は、一般職の給与を対象としているため特別職の職員の給与をどうすべきか勧告されません。また一般職の地方公務員とは異なり、特別職

の地方公務員については、国の職員との権衡を、趣旨内容を考慮する義務はありませんので、特別職の職員の給与の取扱いについては、各団体の考えに基づいて判断されます。なお、特別職においては勤務成績に基づき支給する勤勉手当は支給しておらず、期末手当のみを支給しています。

お手元に配付しました議案第48号の資料をご覧ください。当町においては、今まで職員は人事院勧告どおりの引上げ、引下げを行ってきましたが、特別職は平成26年度から4.10で据置きその後令和2年度に職員と同様に引下げ、令和4年度には他町とのバランスを緩和するため職員と同様に引上げを行い現在の4.15月に至っております。今年度につきましては、賀茂郡下の他町の改定予定状況を見ますと、松崎町以外は全て職員と同様の支給割合4.50とする予定であるため当町においても0.35月引上げの4.50月としたいものでございます。なお、引上げによる影響額は約64万円となります。ちなみに他町の議決状況でございますが、東伊豆町は明日上程されます。河津町、南伊豆町、松崎町は議決済みとなっております。

議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第2号の下線部をご覧ください。現行の12月10日支給分100分の207.5を改正案では100分の35引上げの100分の242.5としたいものでございます。3ページの新旧対照表をご覧ください。令和6年4月1日からの施行分についてです。現行の期末手当第3条第1号では6月30日支給分として、下線部100分の207.5、第2号では12月10日支給分として、下線部100分の242.5としていたものを改正案では第1号、6月30日支給分、第2号12月10日支給分ともに均等になるように100分の225としたいものでございます。1ページをご覧ください。附則としまして施行期日1、この条例は公布の日から施行します。ただし第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後の西伊豆町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) 総務課長の説明なんですけども私の聞き違いかもしれないですけども、64万というふうに聞こえたんですけども。補正第7号で見ますと特別職が47万、教育長が20万で、67万の予算がとってあるんですけどこれは64万ですか67万ですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 当初予算の残等あり、今回の補正は60ちょっとごめんなさい。今、予算のほうは67万とおっしゃいました。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。えっとですね47万と20万で合計で61万となります。合計で67万円です。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 町長は昨年度文教施設整備の計画を白紙に戻しました。勇気ある撤退であったと評価しますが、そこまでに思い込みで突き進んでいった責任があります。費やされた費用は3,000万以上に上ります。全てが町長の不手際であったとは言いませんが、このことを考えると期末手当にあつては据置きが妥当と考え本条例案に反対します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私は議案第48号に賛成の立場で討論いたします。人事院勧告についてはですね、社会一般の情勢や民間企業の給与実態を考慮しながら企業制度に関して勧告するものでありこの件については必ずしも全国市町村が一律で改正するものではないとは理解しております。今回の改正は、近隣市町との情報交換しながら適正な数値を設定したものだとは判断しております。反対の意見を述べる議員はですね、特にトップの責任のことをいっているように思いますが、確かに全国においては様々な自治体のトップがいてその言動や行為にてマスコミをも逃げあかしている人がいるようです。しかしながら西伊豆町の場合はどうでしょうか。今定例会の行政報告にもありましたけども町長の主な行動として8月から11月で、町内で38件町外で24件の行動をしており、町外視察1件また台湾施設にも行っており、記載はありませんでしたが11月18日から19日には三重県四日市市で行われたB-1グランプリにも参加され、四日市市長を初めとする多くの市長のトップと渡り合いながら、トップセール

スを堂々としております。ラグビーのブルーレヴズのレセプション等々ときでも同様でありました。また森林整備のこともいろいろと質問等で取上げられていますが、これも星野町長のときに大きく力を入れられ推進されてきたものだと思っております。ふるさと納税にしても伊豆半島地域において断トツの数字を挙げられており、得意分野とも言える電子地域通貨サンセットコイン事業もは、これまでも幾つもの市町が参考にしたいと行政視察に訪れています。思い起こせば数多く業績誇るべき西伊豆町になってきていると感じております。また住民にとっては、トップ特別職にだけ責任を押しつけて議員はどうなんだというふうなことがあります。議員の報酬等については、報酬審議会との件もあり、議員のほうから提案しないとならず議員と市長はどちらが優勢ということなく、同等であるという考え方もあるならば片方だけという状況は片手落ちにもなると考えています。以上をもって、本議案に賛成します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 次に原案に反対者の発言を許します。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私は反対の立場で討論いたします。今回の改正案は、平時であれば全く異論もありません。しかし私は西伊豆町の現在は平時とは思えません。それは昨年度決算で文教施設事業の白紙に伴う効果のない巨額の支出があったことにも関わらず、町長は必要経費だとのことで、結果責任の反省の気持ちを全くあらわしていませんでした。私自身もいつまでもこの問題を引きずりたくはありません。その区切りの一つとして、本来であれば頂けるべきお金を1年間我慢をしてほしいとの思いから今回の条例の一部改正につきましては、反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に原案の賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は反対の立場で討論します。町長は文教施設建設において、町に必要経費といって多額の契約違約金を支払わせました。本来なら自らの給与返済も返納も含め何らかの責任を取るべきだと思うが何ら行動起こそうとしない。それどころか平気で自分の給料を上げる議案第48号を上程してきました。今回この議案を溝認めることは、町民に対して説明することが非常に難しいです。よって私は議案第48号に反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第48号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手少数です。

よって議案第48号は、原案のとおり否決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第49号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第49号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。それでは議案第49号西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

お手元に配付の議案第49号資料をご覧ください。本件につきましては人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に伴い改正するもので、本年は、前年に引き続き月例給及び特別給、賞与をともに引き上げる勧告となりました。

(1) の月例給ですが、国家公務員の月例給については民間との給与比較を行っている行政職俸給表(1)において民間企業における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き、全ての級、号級の給料月額を平均1.1%の引上げ、改定を行うため町の給料表の改定も行いたいものでございます。

初任給の改定においては、行一においては月額1万700円から月額1万2,000円の増額常任においては1万2,100円の増額となります。また、当町における若年層を重点とした平均1.1%の引上げに伴う影響額は全職員を対象とし約525万円の増額となります。

裏面の(2)の特別給、賞与ですが国家公務員の改定に合わせ、期末勤勉手当については民間の支給状況等を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることとし、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分したいものです。令和6年度以降は、6月期と12月期の期末勤勉手当が均等になるよう、それぞれ0.05月分を配分することとしたいものです。影響額は約606万円の増額となります。

議案書の12ページの西伊豆町職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条)関係をご覧ください。期末手当、第15条の5第2項の下線部をご覧ください。先ほどの資料の(2)特別給、賞与に関連する箇所です。一般職においては現行では、6月期12月期ともに100分の120であったものを改正案では6月期においては100分の12012月期においては100分の125に改正したいものです。第3号においては、定年前再任用短時間勤務職員も現行では6月期12月期ともに100分の67.5であったものを、改正案では、6月期においては100分の67.5、12月期においては100分の72、改正したいものです。

同様に、12ページから13ページにかけての勤勉手当、第15条の8第2項第1号13ページになります。一般職においては、現行では6月期12月期ともに100分の100であったものを改正案では、6月期においては100分の100、12月期においては100分の105に改正したいものです。第2号においては、定年前再任用短時間勤務職員も現行では6月期12月期ともに100分の47.5であったものを改正案では、6月期においては100分の47.5、12月期においては100分の50に改正したいものです。

14ページをお願い、お願いします。14ページから20ページまでは、別記1-1現行の行政職給料表(1)になっております。先ほどの資料の(1)月例給に関連する箇所です。初任給及び若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で、平均1.1%の引上げ改定を行いたいものです。金額の下にアンダーバーがある箇所、今回は全ての9号給が改定対象となります。比較する給料表は、20ページから27ページまでの改正案の別記1-2、これが今のとこ

ろとの比較の給料表となってきました。今回の改定におきましては、主に1級の主事補、2級の主任主事クラスの若年層の引上げ、引上げ幅が大きくなっています。27ページから34ページまでは、別記2の1、現行の行政職給料表の(2)となります。行1と同様に、金額の下にアンダーバーがある箇所全ての9号給が改定対象となります。比較する給料表は、35ページから42ページまでの改正案、別記2-2となります。今回の改定においては、1級の作業員、給食員の若年層の引上げ幅が大きくなっております。

43ページの西伊豆町職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)をご覧ください。こちらは令和6年4月1日からの施行分についてです。期末手当、第15条の5第2項の下線部をご覧ください。先ほどの資料の(2)特別給賞与に関連する箇所です。一般職においては、現行では6月期100分の120、12月期においては100分の125であったものを、改正案では、6月期12月期ともに100分の122.5に改正したいものです。第3号においては、定年前再任用短時間勤務職員で、現行では6月期100分の67.512月期においては100分の70であったものを、改正案では6月期12月期ともに100分の68.75に改正したいものです。

同様に、43ページから44ページにかけての勤勉手当、第15条の8第2項第1号44ページになります。一般職においては、現行では6月期においては100分の100、12月期においては100分の105であったものを、改正案では、6月期12月期ともに100分の102.5に改正したいものです。第2号においては定年前再任用短時間勤務職員も、現行では6月期においては100分の47.5、12月期においては100分の50であったものを、改正案では6月期12月期ともに100分の48.75に改正したいものです。

11ページにお戻りください。11ページになります。附則として、1 この条例は公布の日から施行します。ただし第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。2として、第1条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から適用します。3としまして改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなします。

以上、簡単ですが議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長 (堤 豊君) 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時57分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

先ほど総務課長のほうから提案理由の説明がありました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第49号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第50号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第50号は西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、議案第50号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、今回の改正は令和5年5月に成立しました。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づいて地方税法施行令など関係政令が設備されたことにより、少子化対策の一環として、また子育て世帯の負担軽減の観点から国民健康保険に加入する自営業やフリーランスなどの女性を対象に産前産後期間の国民健康保険税を免除するものです。お配りしました議案50号資料をご覧ください。

改正の主な内容ですが、減免の対象者は、出産する予定または出産した国民健康保険被保険者で、減免額は所得割、被保険者均等割、割額、それぞれを12月期で除した一月当たりの額に産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じた額が減免額となります。減免の対象期間。ここで言う産前産後期間につきましては、単体妊婦と多胎妊婦で変わってきます。単体妊婦の場合は、出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月4か月間多胎妊婦の場合は、出産月または出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月間となります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の4ページ新旧対照表をご覧ください。下線部が改正の箇所となります。今回第20条の4を新たに追加し、産前産後減免に関する対象者減免額等について規定しています。第1項第1号及び第2号で国民健康保険税の基礎課税額分について、同項第3号及び第4号で後期高齢者支援金分について、同項第5号及び第6号で介護納付金分について。それぞれ減免を規定しており、また第1号第3号及び第5号では、所得割額について第2号第4号及び第6号で、被保険者均等割額についての減免が規定されています。

続きまして5ページの下段をご覧ください。第21条の2の次に新たに第21条の3として届出に関する場を設けています。6ページをご覧ください。なお、同条第4項にも記載していますが国からの通達でも、同条第1項の第1号から第4号、及び第2項、第1号から第3号までを、町が把握できる場合は、職権対応で差し支えないとされており重機部門、健康部門に確認することで把握できること。また被保険者の負担軽減ということも考慮し、実際の運用では職権で対応していく予定でいます。

議案書2ページに戻っていただいて下段をご覧ください。改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。施行期日ですが、この改正は令和6年1月1日から施行とし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間にかかるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間にかかるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

またこの案件につきましては、10月25日に国民健康保険運営協議会を開催し、お諮りしました。その結果11月2日に妥当であるとの答申を頂き、本議会に上程をさせていただいたところでございます。

以上で、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第50号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第51号、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第51号は、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、第51号西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

改正の概要です。議案第47号の印鑑条例の一部改正と同様にマイナンバーカードの利便性の向上のため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、多機能端末機コンビニや移動端末設備用利用者証明用電子証明書、スマホ用電子証明書を利用する申請または請求については、手数料を徴収することを加えたいものです。

それでは、議案の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。改正案では、減免第6条に第6条1項を加えたいものです。前項1号から8号に掲げる者は手数料を徴収しないとありますが、新たに加える第2項においては、1号法令の規定により無料で取扱いをしなければならないものを除き減免の規定にかかわらず、多機能端末機、コンビニ、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、スマホスマホ用電子証明書を利用する申請または請求については手数料を徴収することを加えたいものです。

議案書1ページをご覧ください。改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。附則としてこの条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしています。スマホ用電子証明書のシステム稼働予定がまだ決定していないため、決定次第、その日を施行日として定めたいものです。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今の不足のところを言われたんですけど、4月を超えない範囲で規則で定めるって随分曖昧な表現になってるわけですけど、システムが稼働し云々って言うけど、その辺もよく分からないんだけどどういう理由でしょうか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 国のほうではですね、12月にはもう稼働ということで決定していきたいような話ではあるんですけども、実際の改修は地方公共団体情報システム機構俗に言う税、J-LISというところが回収を行っております。その改修が終わらないところのスマホ用の電子証明書、スマホを使ってのコンビニでの証明をとるのができませんので、どうして4月かという、3月今年度いっぱいには国は方針っていうか示すだろうということで、4月とさせていただきます。以上です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第51号西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第52号、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第52号は、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第52号について説明させていただきます。

1 ページをお開きください。西伊豆町水道事業給水条例（平成17年西伊豆町条例第149号）の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。別表第1（第30条関係）（1）給水料金（1か月につき）①普通給水、これで以下の料金表になります。今回の改正は、今年度水道委員会を開催し委員会の委員の皆様にご報告させていただきました。その結果、過日議会全員協議会のほうでも報告させていただきましたが、水道料金の改定は妥当であり、料金体系を町内全域逡増方式に統一し、基本料金を月300円（税込み330円）増額して月額税込み1,320円にするという答申案を、答申を頂きましたので、今回水道料金をこの表のとおり改定するものでございます。

2 ページをお願いします。こちらが新旧対照表となります。右側に現行左側に現行、右側に改正案を記載しており、変更箇所を下線で表示しております。左右を比較していただきます。左側の現行のほうをお願いします。合併前の西伊豆町の区域と合併前の賀茂の区域でそれぞれ料金体系区分が（1）（2）と別々で表記されていたものを今回、料金統一することにより町内全域同等の取扱いになりました。そのため右側の改正案をご覧ください。（1）給水料金（1か月につき）①普通給水は別記1－2参照としておりますので、すいません、

4 ページをお願いします。こちらは、上段に現行下段に改正案を記載しており、基本料金は上段の現行990円を下段改正案の1,320円としております。以下の超過料金は現行と変更ありません。2 ページにお戻りください。左側の現行の今度下の（2）合併前の賀茂村の区域③

下の米印の記載の超過料金は、料金統一することにより、立米当たり99円の定額制から先ほどご覧頂いた4ページ下段、別記1-2の改正案のとおり、110円からの逡増制に改めます。それに伴い給水区分も合併前の町村別々に区分されていたものを、現在の利用条件に合わせて普通給水、共用給水、特別給水、船舶用給水に統一しております。1ページにお戻りください。附則になります。施行期日1、この条例は令和6年4月1日から施行する。(経過措置)に令和6年3月使用分を含む4月または5月検針分の使用料についてやなお従前の例による。この2の経過措置につきましても、過日全員協議会のほうで説明させていただきましたが、令和6年3月31日までの使用分を含めた検針については、旧料金で計算することとなります。このため、1か月検針のところは5月検針6月請求から2か月検針については7月検針8月請求から改正案の料金とする経過措置を設けさせていただくものでございます。

以上で議案第52号について説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 基本料金がですね、330円アップということで値上げしないと令和8年度で逆転するというようなグラフを皆さんに配ったわけですけども、330円の値上げにおいて逆転するのは令和8年度からどのくらい先に伸びたわけでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 単純に基本料金だけの値上げになりますと、4、5年ぐらいになります。これに今回宇久須安良里地区のほうの料金統一、今まで宇久須安良里地区の超過料金が90円ですときてたのを100円からの逡増方式にすることによりまして、令和14年ぐらいまでの、以降で、赤字になるという推計になっております。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 宇久須地区の水については、金属腐食させたりしてピンホールが器具にあいたりとか、そのような器具に買いかえなど負担かかったりしますが、その点についての配慮するとかそういう考えはありませんでしたか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 今回の水道料金の改定につきましては、水道料金の経営への水道事業経営のほうとはまた別で水道の水質宇久須地区の水質のことは、検討させてく

ださいということで水道委員会のほうからもお話が、そういう意見とかもありましたので、別で考えたいということで料金は改定しますけれども今後またその辺のほうはいろいろ調査はしなければならないという認識ではあります。ただ各地区の説明会を回ったときにですね、その辺の話があまり出てきて、宇久須地区で1件あったぐらいだったんですけれども私どもとしては、水道の、宇久須地区の水に関しては今後も少し研究をしたいなあとは考えております。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 宇久須の一般家庭では、平均したらいくら上がることになりそうですか、平均で。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 最近の1年のデータから数字的なもので、説明をちょっとさせていただきます。まず料金統一に影響のない2か月当たりの使用水量20立米以内、基本料金に収まる方は宇久須安良里地区で46.5%になります。一般的標準的な家庭は2か月当たり60立米以内、超過料金110円に多分収まると思います。私4人家族のときには、大体40から50ぐらいの間で使っておるのでほぼほぼデータの的にも一般の標準的な大家族とか店舗とかいうところでない限りは、ここに収まるかと思えますけれども、ここが月10円から、すいません、金額税抜でちょっと説明させていただきます、分かりやすいもので。月10円から200円、基本料金込みで500円以内の値上げとなります。これが41.1%で、ここまですべて86.6%ということになります。あと2か月当たり100立米以内60トン、立米位以降が120円の料金設定になりますけれどもここを加味しますと、この部類が月800円の値上げの増額となりますが、ここまで合わせて96.6%ほぼほぼ一般家庭というのはここに収まってくるかなと思っております。で、仁科田子地区はこの逡増制で今までやってこられたというのもありますし、水道委員会のほうでも委員の皆様は、急激な値上げ負担が待たないように考慮して検討していただいております。また近隣市町の水道料金などと比較しても、これうちが料金改定しましても、安いほうの部類に入るとすることでこの料金改定が突出したおっけい影響のある金額ではないかな、ないのではないかと課としては考えておりません。ただ値上げの金額の価値観というか、各家庭の生活形態とか、経営状況、それぞれあるもので一概には言えませんけれども、一部の大口利用者除いて今回の料金改定で大きな影響はないのかなあという判断はしております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もう宇久須のホテルの大口さんがあるわけですけど、今回料金改定において激変緩和措置とかをとらなかったのはどういう理由でしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。宇久須安良里地区の方から見れば急激に上がる特にその営業をやってる大口の利用者についてはそういう思いは多々あるかと思えます。ただ見方を変えて田子、仁科の方からすれば今まで安くやってきたんだから、それはそれでもう統一するんだったら、やるべきじゃないかっていうそういう意見はちょっと聞いてますし、もっと早くやれっていうそういった説明会でのご意見も頂いてます。そういった中で企業課のほうとしましては、公平性というところを考えたときにやるんだったら、宇久須地区だけでなく堂ヶ島さん堂ヶ島のホテルさんとか大口の利用者もやっぱり考えなければならぬかなという思いがありましたので、今回は経過措置で宇久須のほうは2か月検針ですんで簡単に言うと前の4か月分2回請求分は旧の料金、あとの8か月分4回請求が、新しい料金になりますのでその部分で少し考えてもらえればと思えますけれども、またこれももしその案件が承認されれば個別に訪問してその辺の説明はさせていただきたいかと思っております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私が言ってるのは、激変緩和措置って言って何年かであそこに持つてくということなんだけど、そういう措置をなぜ取れなかった、一気に料金改定、大口の場合はそういう激変緩和措置をとらないで一気に上げた上げたのか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 私の説明が下手だったのかもしれませんが、町のほうとして全体としての公平性を考えたらそのところだけじゃなくてももう今までずっと金額、高い金額でやってきたところはどうかっていうところを考えてしまうと、緩和措置というのは取らずにこのままでやらせていただきたいということで考えているということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第52号、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第53号、静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第53号は静岡縣市町総合事務組合理約の一部を改正する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。それでは、議案第53号静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について説明いたします。

今回の一部変更は静岡縣市町総合事務組合の構成団体である浜名湖競艇企業団が令和6年4月1日から名称を、浜名湖ボートレース企業団に変更することに伴い、組合理約について所要の変更を行うものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。別記1-1、1-2は組合を組織する市長並びに市長の一部事務組合及び広域連合となります。上段の別記1-1現行では、1番下段の下線

部、浜名湖競艇企業団が下段の別記1-2改正案では、1番下段の下線部浜名湖ボートレース企業団に名称を変更しています。

4ページをご覧ください。別記2-1現行第3条第1号に関する事務とは、退職手当の支給に関する事務、第3条第2号及び第3号に関する事務とは、公務災害補償に関する事務となり、両事務とも1番下段の下線部浜名湖競艇企業団の記載があります。5ページをご覧ください。別記2-2改正案では、下線部の名称が浜名湖ボートレース企業団に名称を変更しております。1ページをご覧ください。附則としましてこの規約は令和6年4月1日から施行します。

簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第53号静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長（堤 豊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分